

官報

号外 昭和二十二年十月一日

○第一回参議院會議錄第三十四号

昭和二十二年九月三十日(火曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第三十四号

昭和二十二年九月三十日

午前十時開議

第一 自由討議

一、所見開陳の範圍

水害対策

二、發言者の数 十三人

綠風会五人、社会党、民主党、
自由党各二人、無所属議院、
共産党各一人

三、發言の時間

發言の総時間 二時間三十分

一人の發言時間 十分間

第二 日本國沿岸に置き去られた
船舶の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)

昨二十九日議員から左の質問主意書を提出した。

外國映画のフィルム輸入に関する質問主意書(油井賢太郎君提出)

價格差益金徴集に関する質問主意書(中西功提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案可決報告書

災害救助法案可決報告書

同日第十回文書表記載の陳情書を左の委員会に付託した。

外務委員会

第三百三十六号 北海道附屬諸島の日本復帰に関する陳情書

第三百三十三号 笠岡港修築に関する陳情書

第三百三十四号 利根川水系改修工事に関する陳情書

第三百四十七号 今太若手縣下の水害復旧対策に関する陳情書

第三百五十一号 北利根川並びに常陸川改修工事に関する陳情書

第三百五十四号 今太秋田縣由利郡下川村の水害復旧費全額國庫負担その他に関する陳情書

治安及び地方制度委員会

第三百四十一号 特別市制施行反対に関する陳情書

司法委員会

第三百二十四号 札幌高等裁判所並びに高等檢察廳帶廣支部設置に関する陳情書

文教委員会

第三百三十九号 六・三教育制度の費用を全額國庫負担とすることに關する陳情書

第三百五十三号 佐賀縣に學藝大學を設置することに關する陳情書

厚生委員会

第三百五十五号 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とするに關する陳情書

第三百四十六号 教員恩給増額に關する陳情書

労働委員会

第三百四十三号 企業再建整備その他に關する陳情書

第三百四十四号 労働基準法第四十條の特例に關する陳情書

農林委員会

第三百二十五号 農業会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情書

第三百三十号 開拓融資金増額に關する陳情書

第三百三十二号 農地法による山林開墾行過是正に關する陳情書

第三百三十五号 農作物の「栄養」

週期栽培法の普及実施に関する陳情書

第三百三十七号 千葉縣長生郡茂原乾藪所の設備を縣養老院に還元することに關する陳情書

第三百四十二号 農業協同組合法案に關する陳情書

第三百四十五号 三方原揚水事業に關する陳情書

第三百四十九号 富士山ろく開発農業用水事業促進に關する陳情書

水産委員会

第三百二十九号 魚價引上げ並びに高級魚の自由販賣に關する陳情書

第三百四十号 式見漁港浚渫に關する陳情書

飲工業委員会

第三百五十号 照炭採掘中止に關する陳情書

電気委員会

第三百二十八号 水利使用料金の増徴に關する陳情書

運輸及び交通委員会

第三百三十八号 造船技術の振興方策に關する陳情書

第三百五十二号 道路交通行政に關する陳情書

財政及び金融委員会

第三百三十一号 非戦災者特別税に關する陳情書

決算委員会

第三百五十六号 中央出先機關廢止に關する陳情書

在外同胞引揚問題に關する特別委員会

第三百二十六号 在外個人資産の補償に關する陳情書

第三百二十七号 同胞救済金の償還に關する陳情書

第三百四十八号 在外同胞引揚促進に關する陳情書

○議長(松平恒雄君) これより今日の會議を開きます。議事日程變更につきお諮りいたします。この際議事の都合により、議事日程第二及び第三を先に議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長板谷順助君。

○議長(松平恒雄君) 報告書

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年九月二十七日

運輸及び交通委員長 板谷 順助

多数意見者署名

小林 勝馬 小野 哲

飯田精太郎 新谷寅三郎

橋本萬右衛門 高橋 啓

大隅 憲二 丹羽 忠雄

内村 清次 村上 義一
淺岡 信夫 小泉 秀吉
中村 正雄

要領書

一、委員会決定の理由

終戦後日本國沿岸に現在なお所有者の知れないままに置き去りになつてゐる多数の船舶の中で、何等の法的措置も講じられていないものが相當ある。この法案は、これら置き去られた船舶の法律關係を確定し、幾分でも運航等にこれに活用しようとするがための規定で、適切な立法と認める。

二、事件の利害得失

所有者不明のまま置き去りになつてゐる小船舶の活用を圖り得ることとは、船腹不足の現在において非常な利益がある。

三、費用

この法案に關しては、二十五万五千円の経費が追加予算に計上せられる筈である。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議決第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案

第一條 昭和二十二年八月十五日以後において日本國沿岸に置き去られた船舶で運輸大臣が適當な調査を

した後置き去られた船舶として指定したものの(以下指定船舶という)の措置については、他の法令の規定にかかわらず、この法律の定めるところによる。

四 指定船舶が置き去られた後に、おいて公の機関の指示により当該指定船舶を管理した者
五 指定船舶が置き去られた後に、おいて当該指定船舶に因り損害を受けた者

前項の規定による指定は、告示によりこれを行う。
連合國人の所有に属することの明らかな船舶又はその所有に属することの正当に推定される船舶及び他の法令の規定により没収すべき船舶については、第一項の規定による指定は、これを行わない。

前項の規定による公告の日又は各別の告知の日のうちいずれか遅い方の日の翌日から一箇月以内に当該指定船舶の所有者がその返還を請求したときは、管海官廳は、遅滞なく当該指定船舶をその所有者に引き渡さなければならない。

第二條 前條第一項の規定による指定があつたときは、管海官廳は、当該指定船舶を管理しなければならない。

この場合には、当該指定船舶の所有者は、第三條第一項の金額を負担することを要せず、又、前項第三号及び第四号に掲げる者は、第三條第一項第二号及び第三号の金額の支拂を受けることができる。

管海官廳は、命令の定めるところにより、当該船舶が指定されたことを公告し、その公告において、左に掲げる者に対しては、この法律の定めるところにより公告の日から三箇月以内に当該指定船舶の返還又は支拂を請求することができる旨を、所有者に対しては、第三項の規定により一箇月の期間(以下猶予期間という)内に費用を負担しないで当該指定船舶の返還を請求することができる旨を告知し、又、これらの者で知れた者に対しては、各別にこれを告知しなければならない。

この法律施行前に、置き去られた船舶として管海官廳に届出があり、且つ、管海官廳の調査によつてもなおその所有者の知れなかつた船舶については、前項の規定を適用しない。

第三條 前條第二項の規定により当該指定船舶の返還を請求した所有者で猶予期間内に返還を請求しなかつたものは、同項に規定する請求期間経過後三箇月以内に限り、当該指定船舶の引渡を受けることができる。この場合には、左に掲げる金額は、当該指定船舶の所有者の負担とする。

一 管海官廳のした公告、告知及び管理に要した費用に相當する金額

三 指定船舶が置き去られた後に、おいて当該指定船舶を拾得した者

二 前條第二項第三号に掲げる者
で同項の規定により支拂を請求したものとあるときは、当該指定船舶の價格の十分の一に相當する金額

四 第二項の規定による鑑定費用に相當する金額

前項第二項第四号に掲げる者
で同項の規定により支拂を請求したものが適當な範圍内において当該指定船舶の救助、引揚又は修繕をしたときは、その費用に相當する金額

五 前項の規定による賣却に因つて、当該指定船舶の上に存する權利は、消滅し、これを買ひ受けた者は、その所有権を取得する。

第一項の規定により指定船舶を買ひ受けた者は、命令の定めるところにより、指定船舶の所有者としてその登記を受けることができる。

第五條 管海官廳は、第三條第二項の金額又は前條第一項の規定による賣却代金を受け取つたときは、遅滞なく第三條第一項第二号及び第三号の金額を夫、第二條第二項第三号及び第四号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものに支拂なければならない。

第六條 第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求したときは、管海官廳は、第四條第一項の規定による賣却代金から第三條第一項の金額及び第四條第一項の規定による賣却の費用に相當する金額を控除した残額(以下控除残額という)を、供託しなければならない。

第一項の規定による賣却の日の翌日から二年以内に限り、前條の規定によつて供託された金額に對しその權利を行ふことができる。この場合には、第二條第二項第二号に掲げる者は、同項第五号に掲げる者に優先する。

第二條第二項第五号に掲げる者が数人ある場合において、前條の規定により供託された金額がその債權の總額を弁済するに足りないときは、各、その債權額の割合に應じてその權利を行ふことができる。

第八條 第三條第二項第二号及び第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求しなかつたときは、控除残額は、管海官廳が第四條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に歸属する。

第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求したときは、第六條の規定により供託された金額は、これらの者が前條の規定によりその權利を行つた金額を除いて、同條第一項の規定による期間満了の時に、國庫に歸属する。

第九條 管海官廳は、第五條第二項の場合には、第三條第一項第二号及び第三号の金額を第五條第一項の規定による支拂の時まで、第六條の場合には、控除残額を同條の規定による供託の時まで歳入歳出外現金として保管することができ

第十條 第一條第一項の規定による指定のあつた後において、指定船舶の原所有者が連合國人であるこ

とが知れたときは、その者は、管海官廳にその權利を証明して、当該指定船舶の返還を請求することができる。この場合には、第三條第一項の金額を負担することを要しない。

前項の場合において当該指定船舶が第四條第一項の規定により既に賣却されているときは、前項に規定する者は、同條第一項の規定による賣却の日から五年以内に限り、前項の規定による請求をすることができ

たときは、管海官廳は、同條第一項の規定による賣却代金の全額を前項に規定する者に支拂つて、当該指定船舶の返還の義務を免れることができる。

第一項に規定する者が所有權を放棄した場合、又は第一條第一項の指定のあつた後において所有者が連合國の國籍を取得し、若しくは連合國人が当該指定船舶の所有權を取得した場合には、前二項の規定を適用しない。

第十一條 第四條第一項の規定により賣却された指定船舶の原所有者が連合國人でないものが、一時日本國にいなかつたため、第二條第二項の規定による請求をすることができなかつたときは、その者は、日本國に歸還した日の翌日から六箇月以内に限り、運輸大臣にその不在の事實を証明して、管海官廳に對し第八條の規定により國庫に歸属した金額の支拂を請求することができ

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案につきまして、運輸及び交通委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。この委員會におきましては、九月二十一日、二十五日、二十七日の三回に亘りまして審議をいたしましたのであります。

先づ法案の内容を簡単に御報告申し上げますが、終戦後、日本國の水域外から日本に到着したものと思われる船舶で、現在尙所有者の知れないままに置き去りになつてゐるものが沢山あるものであります。これらの船舶の中で、不法入國のものや、密貿易のものは、

いわゆるボツダム勅令によつてそれぞれに処分をされておるのであります。が、この勅令が適用せられないものは、從來何らの法的の措置が講じられてないで、そのまま放置されておるのであります。その一部については、事實上海運局や警察署で保管をしたり、又は適當な海運業者に頼んで保管をさせたりしてゐる状況であります。が、併しこのような措置では甚だ遺憾であります。このため、他面において、我が國の現在の海運界なり漁業の方面では、戦争による非常な打撃と造船費の昂騰による新造船の困難等のために、甚しい船腹不足に悩んでおるのであります。この際、本案にありまするような置き去られたところの船舶の法的關係に結束を付けてこれが活用を國することとするのは、誠に適當な立法的措置であると考えるのであります。

次にこの法律案のあらましを申し上げます。本法適用の範圍は、連合國人の所有することが明らかな船舶や法令の規定によつて沒收せらるべき船舶を除いて、日本國沿岸に置き去られた船舶で所有者が知れないため運輸大臣が告示をいたしまして指定したるものが、この法律の適用を受けるのであります。次に法律關係を確定する方法は、

右の指定船舶を管理する管海官廳が、その船舶に關係を有し權利を行使しようとする者は、三ヶ月以内にその旨申出るべきことを公告若しくは告知をします。そして船舶所有者が一ヶ月以内に申出たときは、費用の負担をせないで指定船舶を引渡しますが、一ヶ月を経過した後であるときは、管理費用、拾得報勞金等を負担させることになつておるのであります。所有者から返還の請求がなかつた場合は、入札の方法で当該船舶を賣却し、これを買受けた者はその權利を完全保護せられることになつております。この場合、管海官廳は賣却代金から諸種の費用や拾得報勞金などを差引きまして、若し担保者や指定船舶によつて損害を受けた者からも何等の申出がなかつた場合には、その残金は國庫の收入になる。

こういふ仕組みと手続になつておるのであります。以上が大体この法案のあらましであります。

そこで、提案の理由の説明がありまして後に質疑に入つたのであります。が、その質疑の主な点を申し上げますと、先ず第一に、この法律はいかなる船舶を対象としてゐるのか、又いかなる目的を持つてゐるのか、といふ質問が

對しまして、政府委員より、終戦後、日本水域外より日本沿岸に到着してそのまま置き去られた所有者不明の船舶を対象としており、但し沈没船は除くが、現在確實に判明しておるものは六十九隻であります。又本法案の目的は、これらの船舶が持つ経済的價值を活用せんとするものであるといふ答弁であります。次にこの船舶を処理するに要する費用並びにそのための歳入は幾らであるかといふ質問に對しまして、政府委員より、所要の経費は本年十月より翌年三月までの六ヶ月間で二十五万五千円であり、又二十二年度の歳入といたしましては八十二万二千円を計上しておるといふ答弁でありました。次にこの法律案は六十九隻の船舶のみを対象としてゐるか。又入札賣却について、その適當と認められる相手方に造船業者を入れるのか。入札賣却後の登記について説明ありたいといふ点について、政府委員より、目下判明しておるものは六十九隻であるが、今後判明したるものには勿論適用をする。又造船業者は海上企業に密接なる關係を有するものであるから、當然賣却を受け得る者の中に含まれてゐる。又登記の關係につきましては、当該船舶を買取つた者にそれを原始取得せしむることとし、原所有者の登記は撤消抹消をなし、保存登記、囑託登記等必要な手続は命令で規定する方法を考えておるとの答弁であつたのであります。その他手続上の問題につきまして熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録について御承知を願ひたい。

かくして質疑を終り、討論に入りました。丹羽委員より、管海官廳の意見を

述べられ、採決の結果、全会一致可決すべきものと決定したのであります。尙この際諸君の御了解を得て置きたい問題があります。と申しますことは、九月二十七日この委員会において運輸大臣より特に発言を求められまして、現在の船舶運賃が本日を以て存続期間が切れるのであります。従つて、今後六ヶ月間延長するということについて、政令を以てこれを施行したいという申出があつたのであります。で、運輸大臣の説明の要旨を大体申し上げます。船舶運賃は、戦時中運輸法に基づき海運管理令によつて設立せられたのであります。が、運輸法は、昨年九月運輸令関係を除いて概ね失効となつたのであります。が、船舶運賃は連合軍との関係上どうしても存続の必要があり、その後二回に亘つてポツダム宣言受諾に基づき勅令によつて六ヶ月つづその効力を延長し、今九月末日即ち本日を以てその存続期間が終了することになつてゐるのであります。運輸大臣におきましては、船舶運賃が戦時組織でもあり、又基礎法規の関係におきまして右に申すような関係にありますので、これが改組について確乎たる方針を立てるべく、関係方面と最後まで極力折衝されたのであります。が、何分事が急に迫つておりますので、未だ完全なる了解を得るに至つておらない。そこで関係方面の了解或いは希望もありまして、今回再び政令を以て海運管理令の効力を延長しなければならぬことになつたことは誠に遺憾であるが、右の事情であるからして特に了解を得たいというのを申述べられたのであります。そこで本委員会といたしましては、現在議会は開会中であ

り、政令による処理ということにつきましては事が重大でありますので、これを慎重に取扱ふなければならぬというところから、各委員より各方面に耳打ちして、速記を中止いたしました。突込んで来るところの質問があつたのであります。要するに現在の船舶運賃は國家管理であります。諸君も御承知の通り、この運賃は年々歳々赤字に赤字を續けております。又一面におきまして物動計画と配船計画が伴わざるがために、従つてこの運用というものがよく行つておりません。私共はこの点について非常に遺憾に考へてゐるのであります。従つて民意の暢達も十分でない。又運輸当局の意向といつたとしても、只今運輸大臣の申述べたように通り、現在の運賃は改組しようという考でありますけれども、事急でありまして関係におきまして、未だ関係方面の了解を得るに至らぬということをして申されるのであります。故に將來は戦前の常道に復して、いわゆる民營還元をせねばならぬという氣運が相當に濃厚であります。この委員会においても、これらに対する質問があつたのであります。併しなから今申上げます通り明日に迫つた問題でありますから、事情止むを得ざることをいたしまして、この委員会におきましては、全会一致承認をすることに決定をいたしましたのであります。何とぞ本會議において御了解あらんことを切に希望いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長は報告は可決報告でございます。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 議事の都合により、日程第三を後に廻したいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 運輸大臣より水害の状況報告のため発言を求められております。この際許可いたします。苦米地運輸大臣。

〔國務大臣吉米地三君登壇〕

○國務大臣(吉米地三君) 今次の水害につきまして、去る二十日取敢えず御報告を申上げて置きました運輸関係の被害及びその復旧状況につきまして、その後の経過を御報告申上げたいと存じます。

先ず國鉄の受けました被害であります。が、先日の御報告では、當時判明したものの總計八百七十八件と申上げましたが、最近の数字によりますと總計九百十三件に及んでおります。その中、築堤の崩れしましたものが百八十二件、切取り土砂の崩壊が二百七十七件、線路の流されたものが二百七十七件、架線の傷みしましたものが二十七件でございます。従つてこれらの被害に対する應急復旧用資材の件も、先般の御報告に比べまして多少増加いたしました見込でございます。即ちレール及び附屬品、枕木等は大体足りございせんが、鋼材類が六百三十トンに達しましたし、木材は九万五千石に、セメントは七千四百トンに、いずれも増加する予定でございます。次に鉄道の不通となりました線区は六十線区でありましたが、その中すでに復旧開通いたしましたのが四十八線区でございます。未だ不通の箇所は十二線区となつております。即ち現在不通箇所の主なるものについて申上げますと、東北本線は久喜、古河間の一箇所でありまして、この中、栗橋、古河間は來月の五日開通の予定であります。併し久喜、栗橋間は線路が非常に流されておりますので、目下のところ來月十五日となる見込でございます。上越線は目下數島まで開通いたしました。が、數島、沼田間はその後実地調査の結果、盛土、切取りだけでも一萬數百立方メートルに達する見込でありまして、目下作業は進行中でありまして、數島、沼田間は十月一ぱい、岩本、沼田間は十一月下旬になる見込でございます。常磐線は龜有、金町間の不通箇所の中、下り線單線だけは去る二十七日開通いたしました。一應全通いたしました。が、復旧開通は來月五日の予定でございます。中央線の大月、笹子間の被害は意外に大きくありまして、目下盛土の本復旧作業を進めております。が、十月十日頃までかかる予定でございます。奥羽線は、湯澤、十文字間は昨日午後試運転を済ませまして、本日より開通いたしました。これ亦全通いたしました。總武線は去る二十七日單線開通いたしました。昨二十九日複線が開通いたしました。これ亦全通となりました。

以上の通りでございます。幸い信越、常磐、奥羽、總武の四線が開通いたし、東北、中央兩線も近く開通を見る予定でありますので、被害が甚だしかつた割合には比較的早く開通を見、輸送に対する影響を最小限度に食止め得ましたと存じます。併しそれに對しましては約六十万トンの輸送不足ができた次第でございます。勿論これに對しましては、尙殘された不通箇所を復旧工事をするだけ促進いたしまして、早く開通させるように努力いたしますと共に、他方すでに開通いたしましたところの線を最大限度に利用いたしまして、迂回輸送等により、できるだけ輸送減の影響を少くするよう努力いたしております。最近漸く活潑になり始めました東京向けの新米輸送につきましても、上越線、東北線不通の間は、新潟方面の分は信越線、富山、石川方面の分は北陸線、東海道線を通して、京浜地方に輸送いたしております。向地方鉄道にも、東武鉄道、京成電鉄等、その後被害地域が拡大されましたが、これ亦鋭意復旧に努めました結果、不通区間も漸次少くなり、兩線共おの／＼二箇所を残すのみとなつております。

次に海運関係について申上げますと、先日御報告申上げました北海道、東北方面と京浜を繋ぐ汽船は、その後予定通り運輸を續けております。最近までの実績は、運輸船舶九隻、旅客四千三百余人に及んでおります。又利根川の濁水が帝都に入りまして、常磐、總武の鐵道線が不通となりましたので、直ちに東京、木更津の定期航路を増強する外、東京、浦安、東京、鎌川

方面に新しく航路を開きまして、旅客の海上輸送を行い、旅客十万人一千人輸送の実績を示しております。更に又横濱港に到着いたしました輸送食糧は、直ちに汽船又は機帆船によりまして岩手、青森、宮城の方面と、千葉縣下に中継輸送を行ひまして、水害地に對する食糧輸送の確保に努めた次第であります。以上甚だ簡単でございますが、運輸關係の最近までの情報を御報告いたします。(拍手)

○藤長(松平恒雄君) 昨日に引續いて、関東地方水害状況の現地調査派遣議員團の報告を求めます。栃木縣調査班、植竹春彦君。

〔植竹春彦君登壇、拍手〕

○植竹春彦君 栃木縣の水害報告を申し上げます。栃木縣の地勢は、丁度本院のこの議場の正面からこの壇上の方へ向つたような地勢であります。南は低く豊饒なる沃野を成しております。北は一部低谷の高原から那須野原の高原が相列なり、更に北部は山岳重疊した森林地帯に蔽われております。この低い南の沃野には、西北から流れております渡良瀬川の本流があり、それはやがて東にたしまして更に南へ茨城縣の方へ流れております。鬼怒川は縣北から南へ流れております。那珂川の本流は縣北から東南へ、水戸の方へ出ております。この三つの大きな川の中、鬼怒川と渡良瀬川とが今回最も暴威を逞しくしたものでございまして、その三つの川には無数の有名無名の河川が流れ込んでおりますが、今回は、これはと思ひまする全然名もなき小さな川、或いは溝川のごとき小さな川に急激なる出水を

見まして、その出水も非常な速度と水量とを以ちまして、軒の上まで浸水いたしました。人畜に死傷を與へ、冠水の積の莫大なる損害を出現した次第でございます。これが今回出水の特徴と考えられます。

この未曾有の被害を調査いたしました一行は、厚生委員、農林委員、電氣委員の各専門家が派遣せられまして、それに併せて多少の運輸交通に経験を持ちました議員が参加し、一行五名、即ち藤風会より徳川宗敏氏、加賀操氏、山崎恒氏の三議員、社会党より中平常太郎氏、民主党より植竹春彦氏の五名でございました。一行は二十六日から三日間、具さに表通りから裏町に、又裏町から狭い倒壊家屋と家屋の間を縫ひまして、或いは九太の一本橋など渡りまして、できるだけ直接町の被害者、村の被害者に接しまして、共に泣き、共に祈り、共に勵まして合つて参つたのでございます。数字上の調査報告はこのように分厚なものになりましたが、これは後刻本院に提出申し上げます。第一日は第二日の午前中は、被害地たる各地の役所におきまして、書類の提出説明を求めまして、又現場を直接視察いたしました。第二日の午後と第三日は、主として被害原因たる縣北の山林の濫伐状態、土砂の崩壊せる砂防不完全状態、並びにその対策方面であります砂防、植林、堰堤、水流等に重点を置いて視察をいたして参りました。被害の原因の第一と考えまするのは、戦時、戦後を通じて、縣北部の森林地帯を濫伐した結果と考えます。又戦時に河川の浸濫が怠られておりましたことがこれ亦非常なる原因を成しておるかと思へます。

被害の地域は、縣南西部に位置いたしております足利市、足利郡の村落と、南の下都賀郡の生井村、郡屋村、鹿沼町を以て最も激甚な地帯といたしております。そしてこれに次いで全縣下に亘りまして災害が拡大いたしております。被害の程度は、死者が三百二十一名、負傷者が五百四十九名であります。流失家屋は八百九十七戸、倒壊半倒壊は五千二百戸、浸水は実に四万五千六百四十二戸を算しております。冠水田畑は合計約二万四千町歩に亘つております。その他道路、堤防、橋梁の損害は極めて甚大であります。明細は別表の通りであります。向その冠水によりまして、丁度田圃は今このよう花蒔みになつたばかりの稲で、晩稲の方は殆んど潰れてしまつて白いつた米の汁は出て参りません。幸いにして早稲の方は半分は取り得るかと存じます。損害額は実に八十四億八千万円を計上いたされております。この復旧に要します予算は、是非とも支出せねばならぬのが約十六億に達しております。

水害の処置をいたしましたのは、先ず九月二十三日に縣会を非常召集いたしました。六億一千余万円のどうしても緊急になつてはならない予算だけを満場一致を以て可決いたしました。晝夜兼行で救済と復旧とに努めております。内務省、厚生省、運輸省、縣廳、青年團、宗教團體、婦人團體、警防團體、その他各團體とも美によく活躍しております。殊に民選知事は晝夜を分たず活躍せられて、或いは自動車で行かない所は自転車、巻ゲートルを以て、山間僻地に援護救援を奮勵してお

られました。又或る町、これは鹿沼の町であります。町長も自分が被害を被つたにも拘わらず、又助役などはその家族を二名までも水害の犠牲に供して命を落されたのであります。助役自身は家を捨ててこの救済に忙殺されておられました。厚生省方面からの救済物資、又ララ物資等は、最も迅速に万遍なく公平に行き渡つております。いつも、このように迅速にすべてのものが配給されればいいんだがという声すらあつたくらいに、迅速に公平に行き渡つております。ただ衣料は、今後緊急に向う折柄、毛布が三戸に一枚という有様で、大変不足しております。思ひましたが、これにつきましては、厚生省當局にその旨を報告し、更にその配給方を要望して置いた次第でございます。

次に視察團の意見と希望とを申述べます。これまでは、架橋は、河の狭い所において架けますと予算が少なくて済みますが、そういうふうには架けておりましたが、今度はどうしても、むしろ河幅の廣い所に架けることが急務であるというのが、視察團一行の一致した意見でございます。又水流の方向を不自然に人工で以て屈曲をせしめることが必要である。又砂防の完成、崩壊箇所の始末、河川の浸濫、これは最も急務と考えますが、何をかきまして、一番根本の原因であります濫伐を絶対に防止して、計画伐採を実施せねばならぬと考えられます。(拍手)長期計画をいたしましては、濫伐の跡はどうしても植付けを実施しなければならぬ。それには苗圃の育成につき

まして、農村で種苗を各自自家生産してありますように、山林の苗圃も亦各山林業者が自分で自家生産する外、今日の急務を凌げないのではないかと見られております。又堰堤築造が栃木縣の治山治水に是非とも必要であるということを痛感して参つた次第でございます。縣北の鬼怒川の上流に五十里という場所がございます。ここに堰堤を築きまして、大きなダムを築きまして、そこに貯水をいたしますことが、栃木縣の治水の生命であり、これを完成いたしますことが、関東一円の旱害対策の上から申しまして、亦派生的には觀光の美を備へますために、是非とも五十里堰堤の築造が急務であると考えられます。

私たち一行は、先ず足利市に入りました。鉾澤事件で有名なあの渡良瀬川は、足利市を縦貫いたしまして南に流れておりますことは、冒頭に申し上げた通りでございます。渡良瀬川の河岸に参りますと、このくらの玉石、こんな小さな玉石、一面に見渡す限りの玉石の河岸がございました。その河岸の玉石の廣場の真中に、雲を突くような鉄筋コンクリートの大きな煙突が一本立つております。玉石の河岸に煙突が一本立つておりますというところは、取りも直さず、つい数日前の大洪水で、工場も流れ、又その工場は二千五百万円の小林精機と申します工場でありましたが、故に、大きな工場も、亦五十馬力のモーターも、各般の工作機械、何百台の機械も、全部流れ落ちてしまひまして、一つくらい土台石が残るものもございまして、ただ太古何

千年の昔から、漢々たる太古の昔から玉石の河原であつたのではないかと思われよう、ただ一面の玉石の河原に化してつたような次第でございませう。いかに今頃の水害が激甚であつたかを証することができると存じます。又そこには掘立小屋が一つ立つておりまして、四つの位牌が置いてございまして、それに礼拝いたしましたところが、その者の申しますに、余り水勢が早いので水だという声を聞いて外に出た時は間に合はない、これではいかんと直ぐ家に入つた、水は胸まであり、母も妻も子供四人とも水のところに浮いておつた。これを拾ひ集めまして押入に抛り込み、更に屋根を突き破りまして棟の上に跨つていた。これはやがて流れて来る材木と電線が……電柱は底が浮いてしまひまして、電線が材木にせかれて押流されてしまひ、電線に触れるものはすべてこの激流の中に埋没してしまひ、やがて自分の家は埋没してしまひ、無我夢中でその主人公一人と小さい子供一人助つただけで、親と妻と二人の子供と四つの位牌がそこに飾られるようになったという話を聞きました、もう悔みの言葉も殆んど出ませんで、ただ無言で手を合せて参りました次第でございませう。

私共はそこから足利を去りまして、南の方の郡屋、生井村を訪問観察いたしました、これは殆んど全村全滅の状態でございまして、それから縣廳に参りましたところが、ちょうど高松宮殿下がいらつしやいまして、宮殿下から特に徳川義興君に對しまして、徳川義興君は農林の専門家であるから十分調査せられるようにという激励の御言葉がございまして、一行はそれから、知事

は高松宮殿下をしよつち御先導申上げておりました關係上、副知事並びに河川課長、庶務課長等が、絶えず縣廳の方から十分調査に對しまして便宜を與えてくれた次第でございませう。一行は縣北の方面を限らず視察いたしました、前に申しました五十里堰堤、鹿沼、栃木、佐野を通過いたしました、三日目に更に足利に戻り、東京に歸つて参りました次第でございませう。お互が一日も早く治山治水の政策を根本的に樹立いたしまして、これを推進し、國家百年の安定を図られんことを本院を通じて希望いたします次第でございませう。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 群馬縣調査班安部定君。

○安部定君 群馬縣今次水害視察報告をいたします。

視察委員は民主黨の木村三郎氏、社會黨の梅津錦一氏、同じく河崎ナツ氏、當時縣風会の小川友三氏及び私の五名でありました。視察日程は去る二十一日から二十三日までの三日間で、視察地点は勢多郡富士見村白川の流域、同郡野島村、沼尾川の流域、同郡大胡町荒砥川の流域、伊勢崎市、佐波郡赤堀村粕川の流域、同じく粕川の上流流域、勢多郡粕川村、桐生市、渡良瀬川及び桐生川の決壊氾濫地点、群馬郡及び佐波郡の冠水地、邑樂郡六郷村冠水田、同郡海老瀬村、渡良瀬川決壊地点、伊勢崎市、西谷田村及び最後は新田郡尾島町の早川、石田川の決壊地点でありまして、二十三日の午後六時四十分埼玉縣熊谷駅にて解散いたしました。

群馬縣では九月九日から断続的に雨が降つておりましたが、これが十三日になりましていよいよ本格的な雨となりまして、同日カスリーン台風発生、氣象特報が発せられるに至り、引続き十四日、十五日と降り続き、その降雨量は十三日以来合計三百九十二・七ミリに達しております。これは從來最高の出水と言われます明治四十三年災害時の三百三十七・六ミリを超えるもので、更に群馬縣の最高記録を示すものであります。これがため縣下各河川は一齊に増水し、殊に戦時中及び戦後の獵伐過伐が禍いして、その増水振りは著しく、利根川は前橋市において既往の最高水位四・八メートルに對し、今回の出水五・三〇メートル、渡良瀬川の勢多郡において四・六メートルに對し四・六〇メートル、これは殆んど同じであります。谷田川の邑樂郡において二・九三メートルに對し四・三・五メートル、利根川の極めて上流であります水上におきましては六・〇〇メートルに對して八・〇〇メートルを示しておりますが、これは未だいづれも今回の出水氾濫河川の中では下流に属しておりますのであります、その上流に属しましてはこれらの比率は到底想像の基盤にはならないのであります。即ち赤城山頂鈴鹿山附近に湖沼がありまして、大沼と申しますが、この大沼に源を發して西流し、上越線沼田の下流十キロの地点で利根川と合する沼尾川は延長五里、この沼尾川の兩岸は即ち勢多郡の數島村でありまして、沼尾川が數島村を横に長く貫流してゐるのであります、この川の兩岸における山林の流失は実に三百二十五町歩と言われ

ております。その内訳は針葉樹林五十町歩、闊葉樹林二百七十町歩、竹林五十町歩であります。外にこの兩岸におきましての流失といつたしましては水田の流失が四十町歩、畑の流失百五十町歩、それに家屋の流失が住家は百六十六戸、附屬建物四百十八棟、水車が十七棟ございまして、これは全部一つも残らず流失いたしております。尙人員の被害は、死亡及び行方不明がこの一村で八十三名、家畜の流失は二百七十九という全く驚く外ないところの損害を蒙つておりますけれども、この川は平素は僅かに川幅二三間のものであつたといふことであります。併し私共が参りました時にはその面影もなく、小さい石でも二、三十貫から、大きいものは五百貫、或いは千貫もあるのではなかつたと思われ、くらの石が見渡す限り積み重なつて、その石の積み重なつたその幅が四五十メートルとなつて、直ちに兩方の山林の山崩れに接してゐるという状態であつたのであります。この川の最も下流は上越線の下をくぐつております。即ちこの川の上を上越線沼尾川の橋梁が架かつておりますが、この橋梁は兩岸の橋脚がコンクリートでできておりました、その橋脚の内側の幅が六十尺でありましたが、一方のコンクリート橋脚を恰も一本の柱のやうに残しまして、他のコンクリートの鉄橋、レール諸基跡方もなく押し流されてしまひ、現在二百五十尺の川幅に兩岸を削り取つておるのであります。村長の説明によりますと、十五日の午後四時頃大雨と言つてもまだおろかなやうな音を立てながら、幾十尺、幾十丈の眞白な水しぶきを立てて、どつと一時に下流に向つて來たと言つております。今次の水害の最もひどかつた群馬、埼玉、栃木、茨城、東京、神奈

川、山梨、静岡、それに東北の岩手、宮城、福島の一帯の死者及び行方不明の合計は、昨日の内務省の発表によりますと千四百九十四名であります。群馬縣のそれは実にその四八・八に當る七百二十八名を占めてゐるのであります。赤城山の前面を流れる白川は勢多郡富士見村、南郷村を、荒砥川は同郡大胡町を、又粕川は勢多郡粕川村から佐波郡赤堀村を南流して平原地に至つて、桃ノ木、又は廣瀬川に入り、更に境の南の方において利根川に合するものであります。以上の三川はいづれも沼尾川同様三四間幅の川であるに拘わらず、富士見村、大胡町、粕川村においていづれも百五十メートル乃至二百メートルの幅を以て百貫程度の石が幾百となくころがつておるのであります。すべての田畑、宅地がこれらの石の下になつてゐるのであります。田地の復旧すらもなかつた、容易ではないといふに感じしたのであります。而してこれらの地点は、いづれもほぼ同時刻、十五日午後三時乃至六時の間に一時に出水したと申しております。これらの川全部が集つてゐる伊勢崎市は、一段低いところに廣瀬川が流れて上町という名前がついておるか知れませんが、高いところに粕川が流れてゐるのであります、こんな差のついていたのであるにも拘わらず全市浸水をしております。この伊勢崎市の全市浸水しましたのは午後六時頃から九時頃にかけてであつたと申しております。桐生市の水害は、渡良瀬川と桐生川の決壊によるものですが、流失倒壊家屋は三百五十三戸、人員の死亡は百十三名となつております。

大體以上で上流の部を終りまして、

下流地方の水害地を視察いたしました。群馬縣は、今度の水害のまるで輪図のような感じがいたしました。極端な上流と極端な下流を備えております。即ち下流の邑樂郡は主として冠水による被害でありまして、全郡の水田は一万町歩といわれております。その一万町歩の水田中、二十三日現在四千町歩が水底にあります。私共視察員は伊奈良村附近より西谷田村に舟を以て渡りましたが、深い所では四十数尺の深さがありました。当時水は殆んど停止して流出しておりません。一日平均五寸ぐらいつ引いているということであり、これが冠水の原因であります。とこの海老瀬村の渡良瀬川決壊点を私共は視察いたしました。この決壊点は邑樂郡海老瀬村宇北地先の八十メートルと東谷地先の百七十メートルの二箇所でありましたが、決壊は十五日の午後十一時半頃であつたこととあります。決壊の原因として、一栗橋附近合流点より利根川の水が逆流して参り、全体的に今回の出水では利根川の水が、約二時間だけ渡良瀬より早く出たと申しますが、逆流してこままで参つたわけでございます。この地点で落合つたこと、これが一つ、第二は、その時は附近に遊水地がありまして、内務省が八百町歩の耕作地を作らんとして目下工事中であります。その堤防がありまして、この堤防が邪魔して上流からの渡良瀬の水、下流からの利根川の水が打つた水が上つて強力な圧力を堤防に加えたと思われれること。それから三番目といしまして、この地点は旧渡良瀬の流れていたところであつたため、地盤が非常に悪かつたこと。

と。四番目は、堤防が低くて合流いたしました時に二十センチの逆流を見たこと、これらをそこへ出て参りました村の農事関係者及び故郷が申しておりますので附加しておきます。更に全町の工事の八、九割に當るころの七百二十四町歩の収獲を全滅させたといふ新田郡尾島町の被害原因は早川の堤防、早川は利根川の支流であります。が、これ早川から利根川に逆流して参りまして、その逆流の水のために堤防が十八箇所一町内において決壊したものでもあります。これは詳細な専門的な調査を要するものであると私共思つたのであります。

晴天の日、前橋、伊勢崎の線から見上げる赤城山は、その裾野の様子に誠に富士を彷彿とせしめる悠揚迫らないものがあり、一瞬の間に幾多の人命と住居、宅地、美田を葬り去り、且つ幾十時間の後遠く下流の埼玉、東京において幾十万人の人々を侵襲せしめたと思ふ山容を示しております。近付いて見ますと、硯石、銅割、荒山、鈴ヶ峯、黒檜の各山頂から、その直下の沢にかけて幾十幾百と知れぬ赤い山肌を見せております。縣当局の発表は今回の降雨による新生崩壊地及び山林流失の面積は四千町歩と発表しておりますが、その大半は赤城を中心とした地点であります。荒砥川の氾濫を受けた大胡町役場吏員の同川水流地域の実施調査の報告によりますと、湯ノ沢谷においては一箇所五十町歩の雑木畑幼樹林が谷底に向つて直角に地二りを起し、対岸の山に谷底から逆三三メートル乃至五十メートル押し上つていたとのことでありまして、私共は下流の利根決壊の原因をここに見たような感じがいたしましたのであります。今回の出水が従来の例を破り栗橋附近において、從來は一時二三十センチの増水であつたものが、今回は最高時毎時一メートル余の増水を見、これが利根決壊の原因であつたと言われておりますが、一時間一メートル余の急激増水も、且つ又堤防決壊も固よりこれは結果であつて原因ではないと思つてあります。昭和二十二年年度の災害復旧工事費は現在のところ八十二億五千九百九十七万一千円に上ると昨日内務省から聴きましたが、これらは固より一日も早く復旧しなくてはなりません。

併し復旧のみに努力することなく、これと並行して洪水氾濫の原因に適當なる手段を加ふるのなければ、復旧そのものの意義もなくなることを銘記せねばならぬと思つてあります。從來の大蔵當局は復旧工事費補助の支出には割合に從順であつたが、治水治山の根本策、植林、砂防の費用の点に至りましては、これを圧縮することを以て惜も手腕名譽のごとく考へていたといふこととあります。これを根本的に改め、ない限り、水害は引続き再び繰返され、莫大な國民の犠牲と復旧費の支拂を余儀なくされると思われまして、(拍手)最後に意見を加へまして報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 水害地報告はこれを以て終ります。

○副議長(松本治一郎君) 日程第一、自由討議、本日自由討議は本院規則第四百七十七條によるものとし、所見開陳の範圍を水害対策といたします。會議時間は二時間三十分とし、各発言者はそれ〴〵その制限時間を遵守せられんことを望みます。これより自由討議を始めます。

〔遠山内市君發言者指名の許可を求め〕

○副議長(松本治一郎君) 遠山内市君。

○遠山内市君 自由党は柴田政次君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 柴田政次君の發言を許します。

〔柴田政次君登壇、拍手〕

○柴田政次君 今回の水害によりまして関東或いは東北各地に起りましたこの大水害は誠に悲惨なものであります。申す迄もなくこの被害によりましたところのいろいろの問題が論議されております。併しながら私共唯だに考へて見ますのに、かような被害を蒙りました中に、幾十万人の人たちがこの悲惨事に遭ひ、又幾千の生命を失ひ、又は財産を失ひ、誠に以て感無量なものであります。これらの人々を救ふ途は最大の急務であると私は信じて止まないものでございます。これらの哀れな人たちは、今やこの秋寒空におきまして家を失ひ、衣料を失ひ尙又あらゆる資産を失つておるのでございまして、これにつきましてはそれ〴〵更生の途を講じておることは信じておりますが、一段とこの人たちに對しまして救援を與へることは、國としての最大の責任であると私は信ずるものでございまして、この問題は報告者各位の報告の中にもございまして、治山治水といふことが根本的な問題になつておるやうに思ひますので、一二を申し上げま

して御參考に供したいと存する次第でございます。

先ず以て治山といふことは先程も報告にございしましたように、今日は戦争中におきましての山林の濫伐といふことを唱えております。これは勿論私共も同感でございます。伐ることは伐つてもその後の造林といふことを今日怠つておる。何故に怠つておるかといふことはいろいろの点がございまして、人の不足、苗木の不足その他最近に行われます山林の再分配、こうしたことは國民の胸裡に響いておりますために、いやが上にも山林の植林をしない。又採算上から見まして今日の山林の植林は到底算盤が持てないののでございまして、かようなために伐るは伐るけれども、植林はしないといふのが、そこに原因を成しておることと私は信じておるのであります。勿論我々は生活上におきまして、林産物は一日も離るることのできなない重要性を持つものでございまして、故に、どうしてもこの植林といふことを怠るにすることはできないのでございまして、然るにも拘わらず、政府におきましてはこの方面に比較的力量を入れない。私は林野當局におきまして、案は立てましてもなかなかこれは実行に移すことができないでおるということをお聞いしておりますのでございまして、申すまでもなく一日も早くこの造林計画を立て、以てこの災害を防止しなければならぬといふことを痛感いたしておるのでございまして、併しながら今直ちに山に植えたからとて、これは相當先の時代になつて参りませんと役に立たないので、應急の策といひましては外に手を打たなければなら

らん、それは申すまでもなく砂防工事である。砂防工事につきましては私共は誠に素人でございます。これは山の形態或いは地質等によりましていろいろありましようが、先ず以て砂防工事の、私の聞いておりますところによりますと、漢流工事、即ち谷間々々の砂防工事でございます。これを急速に施行しなければ土砂の流出を防ぐことができないのでございます。或いは山腹の工事、いろいろ打つ手はあるのでございましょう。これらはあらゆる上流におきましますところの治山の最も根本的の重要問題であると私は信ずるのでございます。これはいづれ本院の中にも相当の研究をなすつておる方々も沢山ありのことと信じておりますが、故に、いづれこの問題を十分に御研究あらんことを偏にお願ひして止まないのでございます。

懸つて治水の問題、川の問題でございますが、これは今回の大根根の氾濫によりまして、つく／＼私共も視察もいたしまして、又考へて見ますときに、今日大根根の水位というものは非常に高まつて参り、これは川床が上つて来る、年々歳々川の床が上つて来る。それは堤防を築きましても、段々堤防を高くするだけで、ますます危険を感じるような今日の状態になつておるのでございます。これはどうしてもの利根川の今日の堤防によりまして、あの水を防ぐことは到底不可能である、かように私は考へております。それ故に私はどうしても今一本あれに準じた隅田川における荒川の放水路というやうな、別にこの放水路を作る

ことが最大の急務であるということをお感じしておりますのでございます。今日の利根川の堤防は或る場所におきましては両方の耕地よりも川の方が高いのでございます。誠に怪しい堤防になつておる所が数多いのでございます。これはもう到底今日の人力によつてあの堤防を作りましても、再び又覆へざるやうなことがあるというのを私は疑うものでございます。それで利根川の水の増し方というものは、利根川ばかりでなく、私は支流における中小河川、これが即ちあの害をなすものと私は考へるのでございますが、これは利根川の支流ばかりでなく、到る処の大なる河川の支流におきまして中小河川が大をなして溢れるのでございます。これをどうして防がなければならぬ。これはどうしても改修、つまり川の形をできるだけ水の流通をよくするようにして行くという点に私は重点を置いて行かなくてはならぬ。大きな河ばかり國庫が負担をいたしまして今日やつておりますけれども、中小河川におきましても國はこの責任を持ちまして、そうして地方費負担となりまして、上にも國が高額の補助を出しまして、十分の監督の責任があると私は痛感するのでございます。

向次に、今回の耕地の問題でございますが、耕地につきましては可なり廣範圍の流失或いは埋没等が非常に多いのでございます。これらの耕地の復旧に要しますところの費用も亦非常に莫大なるものがあるということを信じておるのでございます。この耕地の復旧は今日まで半額若しくは六割程度ぐらゐの補助でやつておりましたが、今回の水害におきましては全額を國庫がこ

れを負担すべきものと私は考へるものでございます。何故かと申しますと、これまで耕地といふものは或る一部地主の所有が最も多かつたのでございますが、御承知の通り農地法によりまして地主といふものは來年三月を以て殆んどなくなる。須らく自作農者である。この自作農者にこの耕地回復の負担を負わせるということは到底でき得ないのでございまして、そうして又これは急速を要する問題でございます。來年の食糧事情に至大の關係を有することと信じております故に、どうしてもこの問題を解決しなければならぬ。又すべて工事の施行につきましては、又いろいろ土木關係との問題が起るものでございます。私はその一例を見ましたり、或いは聞いておりますが、全國において数多いと存じまするが、つまり府縣の土木關係と工事關係とが、一方は河川の保護維持のため、一方は河川の保護維持のため、この堤防の構築に相當の技術的の考えを以てしまして、これだけ丈夫にすれば自分の方ではそれで事足りる。併しながら耕地の方におきましてはそれは行かなない。やはり灌漑用水のために水量といふものに重点を置きまして、この灌漑のための水路の位置、或いは場所、こ

ういふものにつきまして非常な摩擦を起してこの工事の進捗が非常に遅れておるといふやうな例があるのでございます。これらはやはり総合的にお互に融和を図り、以てこの完璧を期するのでございます。一朝にして今次の耕地の回復は到底望み得ないのであるということを私は信じておるのでございまして、次に参考までに申上げて置きたいこ

とは、過日視察の御り茨城縣における猿島郡の中川村の利根川の堤防決壊のことにつきまして、私共視察團として、誠に遺憾なところの責任を負うことは当然であるところの責任を負うのでございます。又今日各方面におきまして、山林の濫伐といふことを盛んにいたしておるのでございますが、私共過日も聞きましては通り、これは第三次の……

あるかといふやうなことになります。これは、誠に遺憾に存する次第でございます。こゝういふことにつきましては、私は明瞭なところの責任を負うことは当然であるところの責任を負うのでございます。又今日各方面におきまして、山林の濫伐といふことを盛んにいたしておるのでございますが、私共過日も聞きましては通り、これは第三次の……

○副議長(松本治一郎君) 時間です。○柴田政治君(続) 農地の關係上、再分配のことを言われましますために、非常に怯えておるということでございますが、これにつきましては、政府におきましても相当説明をいたしまして、何とかこの措置を講じなければならぬといふことを痛感いたすものでございませう。誠に不徹底でございますが、一應私の意見を申し上げます。(拍手)

○梅原眞隆君 発言者指名の許可を求め。○議長(松本治一郎君) 梅原眞隆君。○梅原眞隆君 緑風会は岡本愛祐君を指名いたします。○副議長(松本治一郎君) 岡本愛祐君の発言を許します。

○岡本愛祐君 昨日及び本日に見ましまして、関東大水災の報告を調査團から拜聴いたしました。その中の御意見を参考いたしました。水害対策について意見を開陳いたします。大水害に遭遇いたしますと度々心ある國民が後悔いたしますことは、我が國土が崩壊し易い山岳を擁しながら、山林を伐り過ぎ、而も植林を怠つたこと、又河川を治めることに怠慢があつたこと、

これであり。我が國は戦中、山林の非常特別伐採を行ひ、山林経営のマガナカルタとも言うべき施業案、これは林業上、山崩れの起らないよう、山林の状況に應じまして伐採の方法を定めたものでございすが、これを無視して過度に林木を伐り過ぎたのでございす。戦後におきましても、戦災復興用材や薪炭材等の増産のため、過伐を余儀なくいたされまして、現在におきましては、林地も農地も同様取上げられるとの声に怯えまして、濫伐が続いておるのであります。かくのごときいたしまして、全國山林面積二千四百町歩、その六分の一が裸山になつておるのであります。大雨が降ると、従来は山林に蓄えられておりました徐々になれ出した雨水が、今ではどつと一時に流れ出します。而も裸山を崩して土砂を運びますから、川床は降雨の度に急遽に上つて参ります。かような状態でありまして、一朝豪雨が来ると、河川は忽ち氾濫いたしまして、土砂を含んで比重が増した川水は堤防を押し力が甚だ強くて、決壊の原因となるのであります。堤防工事の際しましては、上流の氾濫というものは当然計算に入れてないだらうと思ひます。それで水の出足も、水位も、堤防の圧力も、工事當時の予想外ということになりまして、堤防決壊の言ひに、何十年振りの豪雨とか前古未嘗の出水とかいふことを言わざるを得なくなるのであります。併し冷静に考へて見ますと、これは天災でなく人災であるという場が多いのだらうと思ひます。かように考へて見ますと、水害の復元対策の第一は、山林の伐採に當つて治山治水を十

分に考慮すること、これであり。一時の必要に迫られまして、施業案に背いた濫伐を嚴禁することが必要であります。木曾川筋その他山林經營が良好な所では、峻嶒極まる山岳を擁しながら、いかなる豪雨にも長く水害の厄を免れておるのを見ますれば、思ひ半ばに過ぎるものがあるものであります。新規の開墾地も大雨に際しまして抵抗力が非常に弱い。容易に土砂が流されてしまひます。終戦後の食糧増産対策をいたしまして、大急ぎで作られた五ヶ年間に百五十万町歩の山林原野を開墾するという計画は、年度割の延長とか、予算の増額のみによりまして、國土計画の一環として、水害対策の見地からも至急再検討を要します。(拍手)一町歩の山畑を無理に開墾することから、数百町歩の良田、良畑を失つてしまつては何にもならないのである。傾斜度が強くて崩れ易い山地は、開墾予定地から速に除外すること、又開墾しても大して作物もできず、やがて外國から食糧が恒久的に入つて参ります場合には、忽ち放棄されて荒地に帰するような林地は、現在の山林のままで置くことが必要であります。薪炭林についても、やたらに濫伐してはなりません。石炭や電力の不足を補うために、家庭用の薪炭の増産はもとより必要であります。併しすでに昭和二十一年度において、全國山林の全伐採量二億九千二百萬石の六割に當る一億八千萬石は薪炭材で占められております。薪炭林の伐採が用材林の伐採よりも、量においても、面積においても、遙かに多いのが現状であります。東北地方の水害、群馬、栃木、茨城地方の洪水も、これら里山の濫伐が祟つ

ていると認められております。これは調査團の報告でも明らかであります。政府は、冬の燃料の総合対策を樹立するに當りまして、余りに過度な薪炭林の伐採に抑止してはなりません。次に水害対策上必要なのは植林の励行であります。これは柴田君もお話がございしました。或いは説をなす人がありまして、現在の荒蕪した裸山に對して、植林が治水上の効果を挙げることには、二十年の歳月を要するのであるから、植林よりも先ず砂防工事が第一であると主張するのであります。又いかに完全に植林しましても、異常の豪雨に遭つては水害を防ぐことができないと主張する人もあります。一體尤もであります。砂防工事とはより必要である。殊に崩壊地の應急対策としてこれを至急に施行する必要がある。併し荒蕪した山を植林しないので放任すれば、大雨ごとに土砂を流して崩壊を増します。折角の砂防工事の効果も非常に減殺されるのである。又特別異常の大豪雨でなくとも、しばしば洪水の憂目を見ることになりす。加うるに、植林は國民の日常生活に欠くことのできない木材の生産を永久に約束し、施業案に基く適度の伐採と相持つて、年ごとに水を治め、山を治め、永遠に國土を守ります。遠慮なければ必ず近き憂があるとは、即ち水害対策における植林の地位をよく言ひ表わしてゐると思ひます。

經濟復興報告書によりますと、昭和十四年から十六年に至る造林面積は毎年平均四十九万町歩に達してあります。ところが昨二十一年は僅かに七万町歩しかやつておりません。農林省ではすでに昭和二十一年度から五ヶ年計画で二百七十二万町歩に植林するといふ計画を立てております。ところが右の通り二十一年度は大失敗で、本年度も亦大失敗であります。それで明年度から五ヶ年計画の出直しをしようとしております。この不成功の原因は、苗木の不足とその高値、人夫賃の暴騰、人夫の食糧難等が植林の実施を阻み、その上、山林の私有権に關する不安から植林をする民間人が殆んどないからであります。平野農林大臣は先きに、私有林の面積を制限しないこと、山林の國有又は國管は考へていないことを声明されました。併しその声は非常に小さい。もつと声を大にして全國民に徹底して頂きたい。(拍手)これが間接に水害の根本対策の一つとなります。政府は尙進んで苗木を無償又は僅少の代價で民間に交付し、造林の補助金も入費の半額以上とするように努力をして頂きたい。かくすれば森林所有者は安心して造林の実行に、山林の愛護に當ること疑ひありません。要は五ヶ年計画というやうな机上プランを立てるのではなくて、植林そのものを速に実行するにありす。今や元皇宮御所の御料林の全部百三十二万町歩と元内務省の所管であつた北海道所在の國有林二百四十六万町歩とを合せまして、全國の山林面積二千四百万町歩の三分の一を占めますところの八百萬町歩の大國有林を農林省の林野局が一括經營するのでありますから、その責任は甚だ重大であります。これら國有林は峻嶒なる大山岳地帯に位するものが多く、その經營の良否が直接治山治水の上に大きな影響を及ぼすのでありますから、一時の收入を圖るに急にし、過伐、濫伐に陥り、又は予算難と

か人夫難とかいふことに藉口して造林を怠ることは許されません。従来往々にして植林の國家予算が、いつの間にか他の使途に流用されたが、かかることは今後嚴禁しなければなりません。國會は國有林の經營に重大なる関心を持つておるものであります。(拍手) 次に砂防工事、河川改修工事を徹底的に実施することは言うまでもなく必要であります。これには多大の資材と予算を必要といたしますが、万難を排して至急に実施しなくてはならない。先程もお話のありましたように、大蔵省で予算の出し惜しみをし、不完全な工事を施行しては何にもなりません。一文惜しみの百知らずということになります。先般木村内務大臣は本院で、今回の利根川の決壊箇所は戦時のため改修工事を中止した所に當ると御報告になりましたが、利根川、渡良瀬川、江戸川の合流点附近は昔から治水上の要所でありす。権現堂の堤が決壊すれば千作方面に至るまで大洪水になるといふことは昔から言ひ傳へられております。それがために莫大な費用と永年の歳月を費やして築かれたつあつた利根川の堤防であります。それが今一歩というところからかかす要所の工事を延期したから、今回の大水害を招いたといふことにならうと思ひます。歴代内閣の怠慢といふべきであります。(拍手)水害対策上頂門の一針として長く國民の肝に銘すべきことであります。堤防その他河川改修施設の保全につきましては、當局はもとより國民一般も常にその重要性を認識し、堤防を樂園に使用して、「もくら」の繁華に任せたり、櫻を植えて地盤を緩めたりして、

堤防を強化するがごときことは断じて許されません。橋梁の架設にも、耕地整理や田畑改良工事の実施にも、治水上万全の用意を怠らず、一朝有事にこれらが原因となつて堤防決壊を招くがごとき愚を演じてはならぬ。内務省の河川工事事務所職員が堤防上に築園を設け、それが因となり、今次の出水に際して堤防を決壊せしめんとしたと新聞紙は報じております。何という意図か、何という不心得でありましょうか。(拍手)政府は厳かにこれを責正して頂きたい。

以上申述べました諸見地から、ここに私は特に主張したいことがあります。それは現在の行政機構上、治山即ち植林と山林砂防は農林省の所管であり、治水即ち河川砂防と河川改修は内務省の所管であります。然るに治山と治水とは密接不離の關係にありますから、今内務省の側に限らず、須らく建設省を設けて、内務省の國土局に合せ、農林省の林野局と開拓局、商工省の電力局、これらを建設省の所管に移し、治山治水と併せて、山と水との利用方面を綜合統一し、國土保安と國利開發の完璧を圖るべきことを、ここに各位に提議するものであります。

最後に論及したいことは、水害防備体制の確立であります。水害に対する物産設備を補強するものは人的防備である。濁流が襲いかかり、堤防が崩れんとして、水防團員の決死の防禦により、これを救つた事例は從來非常に多いのであります。然るに近年小康に慣れて、水防團の組織が弱体化していったの評があります。水害の危険を孕む川筋市町村の水防團は、平素から防火

の訓練以上に水防の訓練を行い、又相互援助の組織を整えて置かなければなりません。(拍手)進んで特別の水防組織が關係各市町村を通じて結成せられるならば尙更結構であります。利根川のごとき大河川については、数府縣に跨がる綜合的組織を必要とすると存じます。

今回の関東大水害の苦い体験を教訓にして、一糸紊れぬ防備体制を確立することを政府に強く要望いたします。苦い経験も数年を経ると忘れがちになるのが我が國民の通弊であります。他國との競争を全く放棄した今日、自然力との戦いにおいてのみ、治にいて乱を忘れざるの用意が必要であり、これこそ水害対策の要諦と存じます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) これにて午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩
午後一時四十七分開議
○副議長(松本治一郎君) これより休憩前に引続き會議を開きます。本日佐佐木雄君より理由を附して治安及び地方制度委員辭任の申出がありました。許可することに御異議ありませんか。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠といたしまして岡元義人君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないものと認めます。つきましては、その補欠といたしまして岡元義人君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) これより自由討論に入ります。

○梅原眞隆君發言者指名の許可を求めむ

○副議長(松本治一郎君) 梅原眞隆君。

○梅原眞隆君 綠風会は小野哲君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 小野哲君の發言を許します。

【小野哲君發言、拍手】

○小野哲君 最近における水害により直接災害を蒙られた多数の方々に対し深く御同情申上りますと共に、河川、鉄道、通信、その他の復旧に日夜従事されておる工事関係者の御苦労に對し心から感謝の意を表したいと存じます。この度の水害、特に関東地方の水害につきましても、政府の発表、國會議員の現地調査報告等によりまして、その全貌を明らかにすることができました。又新聞ラジオの報道、或いは意見の發表によりまして、その原因の探求或いは対策の実施に關して國民の要請が誠に熾烈なものがあることを強く感ずるのでございます。私はその途の専門家ではなく、且つ時間の制限もありますので、十分な論議を盡すことは困難かと存じますが、乏しいながら私自身経験いたしました実例に徴し、將又今次大水害の教訓に基づきまして恒久対策に關し所見の概要を申述べ、各位の御批判を仰ぎたいと存じます。

治水といひ、治山といひ、今更事新らしく論議せられるまでもなく、昔から政治の要諦として重く見られて來たものであり、政治の基本は治水治山にあるとさえ申し傳えられておるのであります。明治以來新らしい科学技術を導入し、幾多の科学技術者が輩出しておる我が國、而もこれらの部門を担当するため中央地方を通じて専門の技術者を多数配置され、且つ度々の水害を受けた苦い経験から、我々國民の

頭にも十分参み込んでおる筈の我が國において、今日尙かくのごとき大水災を蒙らねばならないということは、戦争という懸念がなくなったとはいはれませんが、何か余程の原因がなくてはならぬと國民が一應考えますことは尤もであるかと存じます。この國民的要請に對して明快な解答をいたしますことは、即ち政府の責任であるかと存じます。而してこの責任がいかなる方法によつていつ遂行されるかは全國民の等しく注視するところでありまして、我々は國民のこの熱願を体して政府を奮勵いたしますと共に、我々も亦大いなる責任を負ふものであることをこの際深く銘記したいと存ずるのでございます。(拍手)

先ず第一に、私は砂防について申上げた。開くところによりまして、明治初年の頃オランダ人から指導を受けたとのことでありまして、當時我が國の地勢、地形等を觀察いたしました。治水は單に河川の改修だけではいけな、よろしく砂防に力を注がねばならないと言つたものであります。その結果してこの通りに実行されて來たのであります。爾來我が國の治水政策は河川にその技術力を傾注し、砂防を輕視するに至つた事實はなかりであります。今回の大水害を若しそのオランダ人が聞いていたといたしますれば、恐らくは地下で慨歎しているに違いないと思つてござります。河川工事を計画するにつきては、降雨量と河川の流域面積とが基準として取上げられておると聞いておるのであります。が、果してこれだけでよいかどうか、勿論専門家が計画を立てるのであります

すから、他の條件をも十分取入れて研究されていることは存じます。素人の私といたしましては、是非其土砂の問題を重要な要件として加えて頂きたいと思つております。降雨に伴う出水は、それ自体の量のみが河川に影響するばかりでなく、これと共に土砂の流出が河川の水量に劣らん程度に働いたために、水の圧力が非常に増大するのであります。例へば先年発生いたしました関西の大水災といひ、四五年前起りました東九州の水害といひ、正しくこれを裏書するものであると存じます。私は當時九州に勤めておりました。作つたために、飛行場近傍の鉄道線路は大被害を受けたのであります。今回の水害においても鉄道の被害は先程運輸大臣から御報告がありました通り、誠に甚大であります。これとては鐵道自体の構造物が弱いために破損又は倒壊した例は極めて少く、河川に對する平素の補修が極めて不完全であるがために、河川が氾濫し低地に洪水し、その結果生じたものと云わねばなりません。(ノー)と呼ぶ者あり開墾地についても同様のことが予想いたされるのであると存じます。又小さい川だからと思つて安心ができない。この川が出水いたしますと、土砂を混えて氾濫する。このために田畑が予想外の損害を受けた例があるのであります。

私は千葉縣に在動中砂防の重要性を強調し、工事の促進を圖つた経験を持つておる一人であります。更に林道の開設が適切でなかつたために、折角の森があるに拘わらず河川の氾濫を助長し、道路の決壊を招いた例もあるので

あります。この度の水害において増水

速度が非常に早くなったことについて

て、識者は、この原因が戦時中の過伐

或いは終戦後の濫伐に因ることは一般

の常識であつて、水害の防止と国土の

保全とは植林によつてその過半が解決

されると言つておりますが、私も全く

同意でございます。荒廢した山林を本

然の姿に戻すために、遠廻りのように見

えまして、この植林を根柢よくやる

ことが水を治める近道であるという意

見には同意を表する者でございます

が、これのみに頼ることは必ずしも十

分でないものでありまして、これと並行

して同時に砂防を行わなければならん

と聞く所する者であります。即ち水害

防止の恒久対策に重要な部分として

て、且つ早急に着手いたさなければなら

ない事業として植林は勿論大切であ

りますが、同時に砂防工事を行い、

河川の改修復旧は当然その完備を期さ

なければならんと存するのであります

す。水を治めんとする者は先ず山を治

めよとの金言は、治水の総合計画の必

要を説いたものであると存するのであ

りまして、この中には当然砂防を包含

しておるものであるということを強調

いたしますと共に、諸君の十分なる御

認識をお願いいたしたいと存するので

ございます。

第二は、治水治山等のいわゆる水に

関する行政の統一についてであります

す。このような大水害に見舞われます

ると、誰もが治水治山の問題に大きな

関心を持つことは申すまでもありませ

を中止いたしました。が、今回の大水害の結果から見てもこれをいかに処置するか、又両者をいかに調整するか、利根川治水の重要な施策の一つとして恒久対策の中に織り込み、速かに具体的決定をいたすよう、この際政府の反省と決断とを要望いたします次第であります。(拍手)私はかねてから治水、利水等、水に関する行政は統一すべきものであると考えておりますが、水源涵養の営林、河川の荒廢防止の砂防、灌漑としての河川、水力資源としての河川等の企画を統一する必要があると存じます。而してその企画がバランスを保ちつつ強力に実施されなければなりません。近き将来、政府は行政機構の全面的再検討を行わんとする意思があるようでありまして、如上の趣旨に則つて、治水、利水を対象とする行政機構を整備し、恒久対策の実施に万遺憾なきを期せられたのであります。これと共に、恒久対策を確立するために、速かに内閣に一大審議機關を設置し、全智全能を傾け、その結果を詳細に亘り國民に明示いたさなければなりません。これら審議機關の設置及び治水、利水に関する行政の統一の実現は、必ずや現在内務、農林、商工各省に跨がる治水、利水に関する行政企画を総合的に実施することができらるべきであり、災害防止に関する學術的研究も全体的に体系付けることが可能であり、土木技術を根柢とする我が國技術部門の革新発達を促す契機を作るものであります。土木技術關係者も、その技術力を如上の目的に集中せられ、國民の期待に應えらるること、は、もとより本懐とせられるところで

あらうと存するのでございます。

第三は、國會において査問機關を設けることとあります。この度の廣域に亘る水害が、果して天災であるか、主

な原因はどこにあつたか、防水作業の他に關する訓練、協力、指導その他責任當局の事前及び事後の措置が適切に実行されたか、我々はこれに關する議員諸君の調査報告、新聞の論説、報道等によりまして、教えられるところが多いのでございますが、ここに詳述することは省略したいと存じます

す。私自身の感想を以ていたしますれば、不可抗力による天災であるとい

に斷言して、國民が果して納得するかどうかを疑ふものであります。(拍手)

併しながら不可抗力であつたとい

ましても、これを証明するだけの正確な資料があり、原因を明確ならしめる調査を公表いたさなければなりません

。曾て私はフランスに留学いたして

おりましたときに、一九三三年十二

月、クリスマス前後でありましたが、

パリ附近で発生いたしました鉄道の追

突事故は、世界にも稀な大事故であつ

たのでございます。その場合に、フラ

ンス政府はいかなる措置をとつたか。こ

の事故直後におきまして、直ちに査問

委員会を作りまして、その原因を探索

し、その責任を追及したことを想ひ起

すのでございます。國會議員諸君が現

地調査をせられまして得られました貴

重な報告資料を蒐集されておりますこ

とは、誠に敬意を表する次第でござい

ますが、これらの資料によることはも

とより、更にあらゆる角度から今回の

大水害の原因を徹底的に探索し、且つ

その責任の所在を明確ならしめるため

に、國會に査問委員会のごとき査問機

関を設置せられんことを提唱するもの

であります。速かに結論を得まして、

一切を國民の前に公表し、國民に批判

の機会を與えらるゝと共に、その理解と協

力の下に、禍を轉じて我が國百年の大

計の基礎となしますように、私は衷心

から念願いたして止まないものでござ

います。

終りに、私は連合軍の好意ある御援

助、政府並びに地方當局、その他關係者の懸命な努力に對しまして、衷心から感謝いたしますと共に、土木關係技術者各位が現下の重大なる使命を認識されまして、我が國土木技術の權威と、名譽と、復興のために、折角精進せられますよう切望いたして止まない次第でございまして。御清聴を感謝いたします。(拍手)

〔千田正君發言者指名の許可を求む〕

○副議長(松本治一郎君) 千田正君。○千田正君 無所属黨派は岩間正男議員を指名いたします。○副議長(松本治一郎君) 岩間正男君の發言を許します。〔岩間正男君發言、拍手〕

○岩間正男君 無所属黨派は、その道の専門家でありますところの兼岩傳一君を今日の自由討論に予定しておつたのであります。不幸にして兼岩君は病氣で只今臥床いたしておりますので、私が緊急代理しまして、この責を擔ぎたいと思つてございまして。従つて私は専門的なことを申し上げることはできません。甚だ断片的になると思つたのでありますけれども、私の体験を通しました点につきまして率直に所見を披

瀝いたしたいと思つてあります。

去る五月の片山首相の施政方針の質問演説の際におきまして、我が無所属議員の千田正君が、この水害対策につきまして実に重要な発言をいたしましたことは、皆様のすでに御記憶にあるところと思つてあります。若しあの際の発言が重要な問題として政府当局に取上げられて、今日これが具体化を遂げておつたならば、この度の大きな水害に対して適当な役を果たすことができたと思つております。けれども、残念にしまして、このことは遂に行われなかつた。而も更に第二の警告であるところの東北の大水害がその後発生したものでありますけれども、この時の対策におきましても、十分な措置がとられたとは思ふことができないのであります。果せるかな、四ヶ月後を出でずして、この度の実に未曾有の大水害に逢着せざるを得なくなつたということは、我々の深く悲しむところであり、政局が非常に混沌としておつて、問題が又山積みである、この処理に当られてはいるところの当局の苦勞ということも、一應は察せられますけれども、若しあの際一片の頓悟と、断乎とした見通しと、更にこれを裏附けるところの強力な政治力があつたとしたならばどうであるかということ、私は今日考えるものであります。警告はあのようにしてすでにあつた。併しながら先程申しましたように、これに対して何らの措置が講ぜられなかつたことは残念の極みであります。成程今次の災害を見ますと、九百ミリの雨、恐らくは四十三年の水害における

る当時よりも大きな降雨量を持つてゐるというところは、今次の天災のこれは争われない一つの事実であります。更にこの降雨量が実に短時間の内に降されたということ、そのために恐らく今までの設備にしては到底あの排水をなし送ることができなかつたということ、ここに一つの今次の水害の大きな特徴があるということを無論考えるものでありますけれども、これに對するところの方策が実は今次の戦争、その戦争の中に深い根があるということ、我々はここで思ひ起さなければならぬと思つてあります。諸君いろいろな堤防の修理、それから治水その他の水害対策において、戦時中荒廢したところのこの戦力を以てしては十分にこれを收拾することができなかつた。かういふような形において、今まざまざと戦争当時におけるところの災害を再び我々はこので警めてゐる。戦争の災害がこのような形で現在現れておるといふ姿を思ひ起さなければならぬのであります。これに對しまして、我々は再びこの災害を繰返さないといふところの断乎たる決意を以て、この水害対策を成し遂げなければならぬと思つてあります。私はこの度の水害の様子に觸れて見まして、政治は正にスピードだということを考えております。いかに大きな方針、いろいろな施設について積極的議論をなさねばならぬ、これに對し適切なスピードのあるところの強力な政治が行われなかつた場合には、いつもこれは六日の葛蒲、十日の菊というような感情をいつも抱かせられておる。今日國民大衆はこの政治の形態に對して、スピード

のないことを非常に歎いてゐるというふうな思われるのであります。(拍手)この点に對しまして、今次のあの突如として起つた水害に對して、もつと適切なスピードのある強力な政治が推進されるべきであつたと思つてあります。私は今度の水害に當りまして、ひそかに江戸川におけるところの水害の様子を執り觀察をいたしましたものでありますけれども、あの江東に水が滲りました二十二日の夕方、平井を降りまして、それから小岩まで鉄橋を歩いて参つたのであります。そうしますと、いと、鉄橋の上は老若男女が、沢山の人があそこを通過しておる。而もそれらの中には重い荷物を背負つた老婆が、目眩いをするやうなあの鉄橋の枕木の上を越えて行く。そういうような所を困難をしまして現地に辿り着いて見たのであります。そうしますと、あの小岩の堤防の上に多くの避難の人たちが小屋掛けをして、何千という世帯があそこには並んでおるのであります。水は門の上まで來ておる。そうしてその辺にいろ／＼なものも漂流しております。その中には曾て家庭の野菜を作つたところのあの「かぼちや」が流れておる。曾てはこれは國策の一つで奨励されたあの「かぼちや」が、今次の洪水によつて流されて浮いておるといふこの姿が、実に日本の現在の政治の象徴の姿でないかというふうに私は見たのであります。そうしてあの姿を見ながら、あの主婦の一人に、一体何が一番困つておるかということを探ねて見た時に、一番困つておるのは食糧である。実はこれは江戸川区のことでありまけれども、九日に粉が十一日分

配給があつた。その後何らこれに對するところの配給の方針はない。更にこれに對する何らの見直しも與えられない。かういふような形で、この主婦は「かぼちや」を刻みながら、夕餉の仕度をしなから、このことを私に語つたのであります。而も更に歩を轉じて見ますと、いと、その河岸には、一歩葛飾区においてはパンの配給、それが軍隊の袋の中に沢山詰めたものが河岸に山積みされておる。それにも拘わらず一方はそのパンを見ながら、足りないところの、見通しの付かないところの配給を敷いておるといふやうな姿、つまり葛飾区においてはすでに打開されておるところの方針が、これが江戸川の方においては何ら打開の途が講ぜられていないという状態でありま。そしてこの混乱と絶望の中にそれらの人達が夕方を迎えておる。かういふ姿を私は見ておることができませんので、それではこれから直ぐに私も区役所に皆と共にいきたい。どうぞ代表の方を作つて欲しいといふので、代表の三人ばかりを挙げて、私がそれから出掛けようとしたのであります。丁度そこへ地元の代議士が見えましたので、私はその方にお任せをして帰つて來たやうなわけでありまけれども、これを覚えて、私は、現地に政治の臭いがしない。強力に綜合されたところの政治の力が無い。分散したところの政治の姿をしか我々が今日見ることができない。このやうな形におけるところの政治力の貧困というものを私は感ずるのであります。我々はこれに對しまして、十分に、この議會こそはこれらの分散したところの政治力をここで強力

に糾合し、これを集めて末端まで徹底させるということが、この度の國會に與えられたところの一つの責務でないかと思つてあります。(拍手)かういふ点におきまして、もつと綜合的な施策が十分に立てられなければならぬ。而も政府当局の説明を聴いておりますと、いろ／＼な防疫の対策の面、食糧の問題、医療の問題については十分な手が打たれておるやうなことが説明されております。そうして我々はその説明を聴くと、いかにこれが十分な対策のやうな錯覺を起し易い。併しながらそれが末端のその利益を受けるところの罹災者の面に立つて見るときには、いつでもそれが隠れておる。事實そのものが透して見えない。この浸透性のない、スピードのない政治というものを、我々は今日批判し、十分に検討しなければならぬと思つてあります。この点に立ちまして、我々もつとこの我々自身の直面しておるところの我々のこの民衆、國民大衆の立場に立つて、この問題を十分に考える外はないと思つてあります。今日、先程も申しましたが、水害が終つてしまつたといふと、もう問題は過ぎてしまつたやうに誰でもが忘れがちである。併しながら問題はむしろそこから発生して、我々はこの終つた後の対策、まだ情熱があり、人の注意がそこに向いておる時代においての対策よりも、むしろもつと透達した対策というものを十分に考えなければならぬ。又身近の関心におけるところの様子、これに對しては、身近でありますから、これに對する対策を考える次第でありますけれども、我々は又一方

脚を轉じて見ますと、東北における、而も東北においては二度も非常に大きな水害を被つてゐる。その被害は非常に大きい。こういうような点において、我々の政策が均等に、十分にその辺境まで及ぶような対策を講ぜられなければならないと思ふのであります。

○副議長(松本治一郎君) 時間です。

○岩間正男君(続) 時間をごさいますので、これ以上申し上げませんけれども、要するに結論としまして、緊急的な対策、これは十分にいろいろな点において、我々は情熱を以て、その職場においてこれを立ち所に解決するといふような方策をして進まなければならぬ。これが一つ、もう一つは、恒久的なこの水害対策というものを根本的に樹立して、この実現に向つて十分なる努力を今後継続的に、更に科学的な調査と総合的な強力な施策によつて、これを断行するといふことが、最も中心の問題でないかと思ふのであります。

これを以て私の話を終ります。(拍手)
〔木橋三四郎君發言者指名の許可を求む〕

○副議長(松本治一郎君) 木橋三四郎君。

○木橋三四郎君 民主党は石川一衛君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 石川一衛君の發言を許します。

〔石川一衛君登壇、拍手〕

○石川一衛君 私は先般國土委員といたしまして、八日間亘りまして東北三縣、即ち山形、秋田、新潟の水害視察をいたして参りました。又今回議長指名によりまして、埼玉縣を三日間に

亘りまして同様水害調査視察をいたして参りました。これにつきまして私の所見を披瀝し、これが対策を申述べて、賢明な議員諸公の御批判を仰ぎたいと存じます。

以上各縣の水害は在來の水害と非常に性質が變つておりました。その特異性とも言うべきものは、山形、秋田、新潟の過伐濫伐でありまして、これがため降雨が山宿りなく一時に各支流から本流に流入して來たといふことであります。又各河川上流におきまして殆んど砂防工事を行つた所がなく、これがために降雨は一時に土砂を押し流し、河床を上昇しつゝ本流に合流し來つたのであります。ここに利根川につきまして申上げますならば、明治四十三年八月二日より十日間連日雨が降りまして、附屬沿岸地方におきましては、深さ十尺以上もある井戸が柄杓でその水が汲み出せるような状態でありました。田畑は殆んど浸透され、加ふるに八月十日より大暴風雨となりまして、これが晝夜間断なく二日間亘りまして、堤防は無数に決壊し、家屋は堤防の上を乗り越えて流失したといふような始末でありました。その被害は埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、東京の一府五縣に及んだのであります。今回の雨量のごときで何かかような被害を蒙つたかと申しますれば、それは測定水準に誤謬を來したからであります。又自然流水に逆らひ人工的に拘泥し過ぎたからであります。即ち四十三年の雨量を基礎といたしまして、流速計算によると各支流からは降雨後八時間乃至十時間後に本流に合流する計算の下にいたした工事でありまして、今回は

奥山の過伐濫伐及び砂防工事が放棄せられておりました結果、各支流が一挙に本流に落ち合つたことであります。これがため計画當時の半分以下の雨量でも堤防の決壊は到底免れ得ない状態でありました。殊に毎年河床が上昇して参りまして、築堤後三十年後の今日においては四尺も上昇した所が有ります。今回の決壊箇所のごときは測定水準以下であることは政府もすでにこれを認めておられます。且つ又地元町村より執拗に毎年この補強工事の請願をいたして参りましたが、更に當局はこれを顧みず、敗戦後の二ヶ年の今日まで放置しておりましたために遂に決壊せしめたのであります。この責任は歴代政府の怠慢による結果でありまして、

かるが故にその責任は当然政府が負うべきであると思はれます。これがために生じた一切の各種の復旧工事は、すべて國庫の負担とすべきことは論を俟たないことであります。又この決壊箇所のごときは、人工を以て極めて容易に防ぎ得られたにも拘わらず、当該担当者が非常に怠慢でありましたために、かくのごとき重大事を惹き起したのであります。その責任をいかに処断するかといふことを先般政府に向つて私は質問書を提出した次第でありまして、今度の水害を招來しましたのは天災にあらずして人災であると言ひ得ましよう。又かような危険箇所を担当責任者が食糧不足を事として野菜その他を堤防に作つていたといふようなことに至りましては、全くその非常識は言語道断と言わなければなりません。如上のごとき危険箇所はひとり利根川のみにならず全國に多々あるものと思は

れます。ですが、地元民の努力によりましてこれを防ぎ止めた箇所は各地に沢山あるものであります。かような見地から言ひまして、今當局の怠慢振りが察しられまうが故に、今後再びかかる轍を踏まないよう政府は善処せらるべきだと思はれます。

私はこの水害対策として在來の方針に根本的に大修正を加える必要があると思ひます。それにつきまして、次の提案をする次第であります。

第一、砂防工事の徹底的施行並びに治水の完備を期すること。第二、治水に關連する土地の開墾を即時中止すること。今後の開墾地は内務、農林兩省と合議の上これを決すること。第三、速かに河口河床の浚渫を行ひ、流水を容易ならしむること。第四、堤防及びその補強を速かに施行し、堤の内外には姫柳を移植し、遊水地の整理をなし、これが使用制限を設けること。第五、學識経験者より成る全國治山水害対策委員會を組織し、治山水害行政の諸問題關たらしむること。以上を水害対策案として提案するものであります。

これに對しまして端的に説明を申上げますならば、只今までの洪水を堤防に依存して防ぐといふ考え方はこれは第二義なものでありまして、根本問題は奥山より流れ出ます水をいかに防ぎ、いかに緩和させて下流に逐次放流させるかでありまして、この方法は申すまでもなく砂防工事以外にないのであります。技術者はややといたしますと華々しい築堤の方に主力を置きまするに汲々としておるような次第であります。群馬縣伊勢崎市、桐生市及び足利市附近のごときは、赤城

山の松根堀り及び戦車隊演習場の建設等の無謀なる開墾によりまして、全山より山津波式の洪水が押し寄せて参りまして、土砂を以て家屋田畑を埋没し、死者数百名を出した等誠にその惨状は目を蔽ふものがあります。ために赤城山は山容改まるの觀を呈して参ります。これ砂防を等閑に附した結果であります。自然流水に逆らつて築堤をし、その怠慢によつて惹起しました埼玉縣東村の決壊のごときは、その代表的なものであります。利根川の一部を印旛沼に誘導し東京湾に放流する、先年研究済みの方法は今日に至りまして全く首肯し得られる優れたる治水策と存じます。河口埋没のため、常に水害に苦しむ最上川、北上川、信濃川、雄物川等、これらに準ずる全國河川は枚舉に遑ありません。

如上のごとき、全國の河川はいずれも同一の惡條件の下に毎年水難に苦しみ、幾多の人命を損じ、莫大な損害を蒙つて今日に至りましたが、今回を契機といたしまして、政府は全力を傾注してこれが対策を講じ、速かに水難より免かるるよう切に要請する次第であります。これで討議を終ります。(拍手)

〔金子吉太郎君發言者指名の許可を求む〕
○副議長(松本治一郎君) 金子吉太郎君。

○金子吉太郎君 社会党は天田勝正君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 天田勝正君の發言を許します。

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君 今回の関東並びに東

北を襲いました水害の被害につきましましては、本院の會議におきまして關係各大臣が累次に宣りまして報告されまして、その物理的な被害については着々と明らかになつてつあるものであります。併しながらこの直接に受けました損害並びに復旧費用、或いは緊急救助の費用につきましましては、いまだ明らかにされておられません。今日栃木縣調査團代表者によりまして、栃木の損害額だけを見ましても八十数億円に上ると報告されております。かような大きな損害が各府縣を襲ひまして、その復旧費、緊急救助費等を含めましますならば、実に膨大な額に上るのであります。かような直接間接の大きな費用を要する損害、これを合計いたしますならば、いかなる治水治山計画も必ず遂行できらるであらうというのを私は感ずるのであります。私はすでに各論者によりまして幾多の水害の起きました原因等の究明がございましたので、極く簡単に水害地に生を受けた一人といたしまして、又過日の調査團の一員といたしまして、その見聞を基礎にして聊か所見を述べて見たいと存するのであります。

すでに先程先ずこの災害の大きな原因は、山林の荒廢であると指摘いたしました。その水源地の荒廢の第一の條件といたしましては、勿論濫伐を指摘され、他の一つといたしまして、これらの森林というものが、やがて國有或いは公營というような工合に、個人の所有から取上げられるであらうというその心配のために、荒廢に陥するのであるという論者があつたのであります。私共が言わねばならないなら

ば、かように國家民族の実に危急存亡を賭けておるような山林が、單に一個人の利益の対象になるといふことこそ極めて危険千萬でありまして、かようなみずから儲かるが故に、儲けるために荒廢し、後は野となれ山となれという人たちがおればこそ、これを國有又は公有に移さなければならぬといふことを強く感ずるものであります。私はここに多少の細部に亘りまして、その原因を追及しつつ対策を申述べて見たいと思つておられますが、先ず全般に亘りまして植林或いは砂防工事ということが指摘されましても、今日の日本の國情におきまして、これを全般的に直ちに遂行するといふことは極めて困難でありまして、そこで通常里人が言つておられますいわゆる荒れ川、即ち水源の浅い山、こうした荒れ川と通常言われております山に特に重点を置きまして、先ず植林をすること、特に遊水地を沢山設けまして、一挙に下流にその増水が流れて來ない措置を講ずること、又は植林労働者に對しまして、伐採労働者と同様に食糧の増配をいたしまして、安心して働けるような施策を講ずるといふようなことをしなければならぬと思つておられます。更に又國營育苗及びこれが配給制度の徹底を期さなければならぬと存じておるのであります。

第二に指摘したいことは、決壊の危険箇所というものは、すでに學者並びに技術者の調査を待つものではなく、その当該縣の縣民は悉く知つておるのであります。この危険箇所を一例を挙げて見ますならば、埼玉縣の利根川においては、仁手の附近、又は

妻沼町の上下、或いは今回決壊いたしました栗橋附近であります。かようなすでに危険区域として誰でも知つておる地域を、依然として同じような他の部分と同様に築堤をしておるということでありまして、これに何故にさうな危険箇所ができるかと申しますならば、曾て決壊をいたしましたその基礎はいわゆる下流と同様な河原或いは又曾て川のうねりがありまして、その所に堤防が築かれておつたといふような所がその危険箇所にあつたといふのであります。かような場所に乗堤をいたさなければならぬのではなからうか、かように思つておられます。又通常私共水場の者から見ますならば、橋桁に水が着いた瞬間にその直ぐ上流は決壊する、こゝう常識に相成つております。今向の栗橋附近の決壊もこれと同様であります。かような地域におきましては先ずその鉄橋のある上部においては、極端に表現いたしますならば、飄飄のうちに普通の堤防よりも廣く堤防を作るか、或いは補助堤防を作る、こゝう措置を講じなければならぬと思つておられます。又架橋した時に當りまして、通常普通の堤防の上部から上部へと架けてあるものであります。この架橋をする所だけには特別に盛土でもいたしましてこの上に架橋する。そういたしますならば堤防上部まですべしに水が滲りまして、決してこの橋桁に水が着かない、このようなことに相成るであらうと存するので、さうな極めて簡単な施策を今後の架橋に當つてはすべきであると考えらるのであります。又平地林の伐採によりまして被害は前論者によつて論

ぜられました。かようなただ農地造成によるところの方法といたしまして、簡単に平地林を伐採するのであります。開墾論者であります。かような場合には必ず科学的に検討いたされまして合理的な保水林を存置する、或いは又傾斜地等においては國有若しくは公營によりまして保水林を設置する、かような方法を採らなければならぬと思つておられます。又經濟的な面から申上げて見ますならば、私共が各地を廻りまして痛感いたしましたことは、すでに技術者と雖も、いかなる素人と雖も當然これだけのことをすれば災害が防がれるであらうと考へられるのであります。ところが費用の關係上それができないといふようなことを聞いたのであります。かように水害の予防費といふものが復旧費よりも極めて軽く見られるといふような考へ方、事が起つてしまえば政府も沢山金を出さるであらう、或いは地方も簡単に支出するであらうといふような大きな災害を招く因になつておるといふことを考へなければならぬと思つておられます。ここで私は水害の予防費は先ず災害復旧費と同様に他の予算に優先するといふくらい強い措置を講じなければならぬと思つておられます。(拍手)又事前の防水計画につきましましてはいろいろと計画に當つて熱心であります。後のこれを実行するといふことに相成りますと、政府も又監督機關であります國會も極めて不熱心であるといふことを指摘しなければならぬと思つておられます。その一例を挙げますならば、利根川の

放水路、この計画はすでに昭和十三年に内務省が立案いたしました。その十三年の第七十四帝國議會に提出して協賛を得たのであります。その後におきましてこれを実行するに當つては、毎年々々大藏省の査定によつてそれが削られ、而もこの放水路計画といふものには、この議會においても協賛しておるにも拘わらず、実行予算を審議するといふことに相成りますと、この削られた予算を呑み込むといふようなことでありまして、計画だけはあつたりとやります。その結果については誰が責任を負わぬ。即ち政府も國會も責任を負わぬといふようなことでありまして、到底今後の水害に對処することはできないと考へなければならぬと思つておられます。私共は曾ての議會を批判するつもりはありませんが、今後この第一回の國會以後におきましては、本院で可決されたことについては飽くまで私共がその責任に當り、政府を鞭撻するといふ考へを以て臨まなければならぬと存するのであります。このようにいろいろ考へ合せて見まして、綜合的には科学的治水治山計画を立てなければならぬといふことは、どなたでも指摘するところであらうと思つておられます。そこで、然らばこのような予防を講じましたといふしても、すでに災害が起つてしまつたといふような場合にいかにするかといふことを一言だけ申し上げて見たいと存するのであります。私が、私は旧幕時代におきまして東北の各藩において採用いたしました郷倉制度を設けて、いつでも食糧はその村において確保し得るという仕組みを作

つて置かなければならないと存するの
であります。以上時間がございませ
んで簡単に申上げて降壇いたします。
(拍手)

〔細川嘉六君発言者指名の許可を
求む〕

○副議長(松本治一郎君) 細川嘉六
君。

○細川嘉六君 共産党は板野勝次君を
指名します。

○副議長(松本治一郎君) 板野勝次君
の発言を許します。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 水害の原因につきま
しては、山林の濫伐、雨量が極度に多かつ
たというふうな点が指摘されて、ひと
えに天災であるという意見は、内務大
臣を初め今日の自由討議の論者の多く
の人が申されたこととございまして、
他の半面におきましては、天災も一つ
のことながら、過去におけるいさゝか
な無責任の累積である、査問委員会等
のごときものを作つて大いに究明しな
ければならないという意見も出まし
た。誠に傾聴すべき点があつたと思
うのでございす。ひとえに我が國にお
きます水害の本質的な原因が深いとい
うことを証明しておると思うのでご
ざいます。本年度は御存じのごとく長
期の気象異常も出ており、台風が日本
を襲うということは分つておつたので
ございす。改修工事や護岸工事
のサボが行われておつた。この点は何
としても指摘されなければならぬ点
でございす。従つてこのサボによる
一時的な増水が河川の氾濫を見、更に決
壊を見ることは当然でございす。
が、これらは申すまでもなく政府の責

任でありますと共に、かくのごとき
事態が起つて参りまするのにはいろ
いろなことが言われるのでございす
るけれども、ひとえに科学技術の問題
を尊重しなければならぬと言われな
がら、科学技術を尊重することので
きない、無視して行かなければならぬ
今日の日本の資本主義機構の矛盾こ
そが、本質的な点であると思つてござ
います。例えば土木事業を見ましても、
国民生活の安定と國家生産力の昂揚の
目的からなされていなくてございま
して、言い換へますならば、眞の公共
事業としての性格を持つていないとい
う点でございす。これは例えば資本
家、地主の利益のためにすべてのこと
が用ひられて來、治水事業におきま
す生簾のな方面に使われて行つた。例え
ば軍事道路、觀光道路、商業都市の建
設等の問題に振向けられて行つたよう
な事実、最近におきましては、水の技
術的な統制が分りながらも、この方面
における十分な予算を組まなければ
ならないのにも拘わらず、地方等にお
きまして觀光道路の計画的な施策が行
われつつある事実は、その一端を示し
ておると思つてございす。更に耕
地の問題につきましても、地主に都合
のよいように現状は配分され、土地の
改良も地主の利益の上にすべてがなさ
れておるのでございまして、土地改良
の事業等も極めて不徹底に終つてお
るのでございす。従つて勤勞農民は、
耕作農民は、水害の危険な箇所を多く
は耕作しておるのでございす。すな
わち、河川が切れるとその被害は甚大に
なつて來るのでございまして、毎年水

害で稲作の一五%若しくは三〇%を失
つておるような現状でございす。然
るにも拘わらず、政府は、この重
要なる事業、徹底した土木事業を行
うことなくして、いつ芽を吹くか分ら
ないような開墾であるとか開拓等に力
を入れておるような現状でございま
す。公共事業の予算は、農地関係に
つきましても六十億組まれておるの
でございす。ところが、河川には僅か
に十分の一、この十分の一が政府
の直轄の全國八十箇所にこま切れ
のうちに渡されておる。従つて思ひ
なり土木事業ができていくなくて、た
だ請負を儲けさせておるといふのが実
情ではなからうかと思つてございま
す。次にこの土木事業が、現在の腐敗
した官僚の組織と大土木業者が結託
したまして、土木事業費の半分は大土
木業者の利益になつて行つておる、
かような実情があるのではなからうか
と思つてございす。而もこれらの
負担は全部人民の租税負担となつてお
るのでございす。ところが、この請負事業
の中には、工事自身、材料や技術の
まかし等もありまして、これも亦今回
の水害の大きな原因を成しておると思
うのでございす。

我が党は、これらの欠陥を除きまし
て、土木事業を新らしい角度から行な
つて参らなければならぬことをここ
に提案したいと存するのでございま
す。それは第一に、この土木事業は國
家が直接手を下して行つべきである
と思つてございす。建設院のごとき
半端な役所を作ることによつて到底で
き得るものではなくして、どうしても
総合的な、計画的な実施を行ひ得るよ
うな建設省を作ることによつて、強力
にこの土木事業を行なつて行かなけれ
ばならないと思つてございす。

第二に、この大土木事業は建設省内
に包含いたしまして、而もこの事業を
國營に移しますことは、何よりも土木事
業の公共的な性質より見て必要なので
あります。我が党が提唱してあり
ますところの重要企業、國營、人民
管理の一環として、この土木事業をどう
方式によつてこの國營に移して、徹
底的な改善を圖つて行かなければなら
ないと思つてございす。第三に
は、これに附随して、更に先程問題
になりました山林原野の濫伐の問題に
いたしまして、これが地主やその他
ボスの我がままなる伐採に任せられて
おるのであります。速かにこの山
林原野を國有化し、私利私欲の追求に
任すことによつて山林を濫伐すること
のないように、防いで参らなければなら
ないと思つてございす。第四番
目には財源の問題でございす。が、そ
れは應急対策の問題に触れるときに同
時に申上げたいと存するのでございま
す。

應急の諸対策につきまして、ここで
新らしい岩手縣西磐井郡一關の等閑に
附せられておる問題が、昨夜帰つて参
りました我が党の中野議員によつても
たらされたものでございす。が、ここ
で述べる時間がないのでございす。
が、その報告を聴くことによりまし
て、いかに厚生大臣の報告が万全を期
せられておるとはいえないが、いかに
罹災者が放擲されておるかという事実
を私は知りまして、誠に驚いたのでご

ざいす。先般片山首相は、あの祭日
に小学校を見舞つて、九百六十食分の
乳幼児の乾パンを見舞に出したとい
うのでございす。が、これを見ますと
明らかに東條式の自己宣傳でございま
して、首相がどこから持ち出して來た
のか、それは知りませんけれども、小
学校の児童にそのときものは公平に配
給されるは当然でございまして、自己
宣傳の具に使うがごときは断じて許
すべからざることであると存するので
ございす。この点につきましては、ど
うしても私は片山總理大臣の釈明を求
めたいと存じておるのでございす。
かくのごとき自己宣傳をやりながら、
一方においては罹災者はいろ／＼な食
糧の配給、諸物資の配給に困つてお
るという現状でありますから、この罹
災者に対しましては、生活必需品の無
償配給その他の諸対策がとられなけれ
ばならないのでございす。が、それら
の諸対策につきましては、私は昨日の
報告の際にも附け加えて置きました。
最後に時間がありませんので、ただ
一言附け加へさせて置きます。それは
復興作業に要しますところの費用は、
國庫の負担にしなければならぬとい
うこととございす。現在都道府
縣町村の財政は潰滅の状態にある
のでございす。が、この大水害の
復興は、いかに財政が困難であると雖
も國家の財政によつて切抜けるより外
ないのでございまして、若しこれに
して放置されますならば、我が國産業
の復興の將來は実に暗澹たるものであ
ると思つてございす。國家財政の
難局を切抜け得る途はただ一つ、それ
は隠匿物資の大掛りな摘発、戦争責任

等でありまるところの大財閥、地方財閥、更に戦後の大きな利益得者から所得税を徹底的に取ることによつて、この税金を賄済することなく取上げることによつて、國庫負担に、この水害復興の財源とする事ができることを強調しまして、私の意見を終りたいのでございませう。(拍手)

〔廣原眞隆君發言者姓名の許可を求む〕

○副議長(松本治一郎君) 廣原眞隆君。

○梅原眞隆君 廣原氏は宮城タマヨ君を指名します。

○副議長(松本治一郎君) 宮城タマヨ君の發言を許します。

〔宮城タマヨ君發言、拍手〕

○宮城タマヨ君 この度の関東及び東北の水害に對しまして、婦人の立場として止むに止まれない心から、婦人議員は相集まつて相談いたしました結果、水害救済婦人議員團を作ることになりました。そして先ず先に乳幼児を抱えた母親や、妊産婦、病児などの上に特に心を寄せまして、必要な品物を贈るとか、その他婦人同志でなければ届きかねる点について方策を立てようと、着々相談をいたしてあります。先きに、厚生省の社会局長からお話のございました、とにかく一日も早く政治の面にありますところの婦人議員に現場を見て欲しいというようなことがございました。そこで相談の結果、水、脱脂綿、紙、それから子供向きの節を早速手に入れて用意いたしました。議員の皆様のお金をお願いいたしましたのもこれに充てますお金だったのでございます。お蔭で現地

視察の用意ができ、厚生省や埼玉縣廳の方々の案内で、一昨二十八日埼玉縣下に四班、東京都内に三班、婦人議員十四名が常任委員長自動車を拜借いたしました。日帰りの予定で分乗して参りましたのでございます。幸いに各班とも無事に仕事を終えて帰つて参りましたが、その全体の報告は近く纏めることになっております。

只今ここで私は自分の見たる地域の報告を申し上げ、私個人の希望と、貧窮ではございますが、婦人の立場からの対策の一端を申し上げたいと存じます。私は埼玉縣の栗橋、東村、原道村の、つまり利根川が最初に決壊した被害の一番ひどかつた場所に参りました。この三箇所ではまだ我が家に帰れず、それから歸る家を流した人々が、利根川土手に生活してあります。その人の数はざつと七千人と言われておりました。これらの殆んどの人々が命からくすで逃げておりますので、土手の上に馬小屋よりひどい、雨や露を凌ぎますにも足りません。小屋掛けの中で、全く日も当てられぬ寒さでございませう。親類や縁者から贈られましたが、この蒲團や食器類の中に、これは誠に珍らしい、僅荷があるもので、そのわけを聞いて見ますと、水の勢で蒲團の引出しの中の物は皆流されて、中身の無い空蒲團を辛うじて持出したというものでございました。又十一歳の子供を頭に五人の子供を庭木に縛りつけていたので、やつと親子とも助かつたという母親も居りました。冷えたので早速となつて、土手の上で犬猫にも劣るお座をした様子を語つて呉れる人もありました。それから暗きの余り、急にお乳が出なくなりました

ので、三日三晩も親子共泣きをしたと、家を守りますために自分の家に残つておりますという父親を案じまして、僅かに配給になる乾パンも喉を通らずに、親子共ふら／＼になつたというやうな話、実に哀れな状態でございます。また、いづれにしましても私の心を一番打ちましたのは、学齡兒童が本や学用品を皆流してしまひまして、学校もいつ始まりますとも見当がつかず、ただ茫然として裸、跣足でうろろして参ります姿でございます。このことは一番問題になることだと思つて参りましたのでございます。ただ一つ目立つたことであります。衛生班の活動が大変目覺しくつて、医大の學生や青年團、國立病院からの駆け付け、それに進駐軍の助力で病人や怪我人が少し、それから又入院させております人もそんな大勢の中で僅かに二三十人足らずの様子で、この点は想像以上にありがたく思つたことでございませう。青年團は船で食糧の配給や連絡係を勤め、女子青年團は事務の手傳いや事務関係者に炊事炊出しをしたり、それ／＼活動をしておりました。食物は初め十日間くらいは川向うの茨城縣から無償で運んでくれて、この食糧不足のときに誠に温かい手を延べて貰つたと、異口同音に感謝をしていました。先日丁度私共が災害救助法案のことでGHQに参りましたときに、進駐軍で初めて現場に駆け付けました人が帰りました話しますのは、隣の縣から食物を運んで救助しております日本人同志の友情の厚いのは實際驚いたと言つたということ、私共は聞かされたのでございます

が、この場所に参つていろいろ／＼な話を聞きましたときに、ああ、あの進駐軍のお話はこの話だつたかと私は背いたのでございます。茨城縣からの救助の外に、連絡ができてからは縣廳からも食糧が運ばれましたが、その食糧も初めの中には、一家八人もおります家族に對しまして、一日たつとコップ一ぱいの粉と、梅干が一つと、味噌がスプーンに二ぱい、この少量の配給品を八人の者が食べた日もあつたとも申して参りました。縣としましては臨時予算を二千万円も取つたけれども、それは余り少額で、それこそ運搬費くらいのものでしかなくつた。實際いざとなると、人の命の問題でございますから、役所も仕方なく闇の物資を買わなければならぬ。又この避難してあります者も、なけなしのお金を以て闇の物資を買わなければならぬ。そうしてそれを買つて大變後で困つて救いておる者も涙山ございませう。金儲けをして、このどさくさ紛れに金儲けをしようとするやうな闇屋や、それから水に浸つた家の天井裏から品物を盗み出すやうな人間に對しては、どうか嚴罰に処するやうな法律を皆さんで作つて欲しいというやうな言葉を、沢山の方から聞かされたのでございませう。そこで婦人の立場から見ます緊急対策として私共考えますことは、先ず子供と母親の保護の点でございます。ミルク、おしめ、子供の着物、それから小さいものでは乳首、手拭類の補給、それから婦人の下着類、これは乳兒を持つております母親たちは、おしめにするものがあるもので、母親は肌に着けておりますものを脱いで、皆そ

れを子供のものにしてありますので、実にうわべは着物一枚着ておりますけれども、それを一つ脱ぎました下は大變でございます。それで一日も早くこの母親の下着類を補給したいということでございませう。尚ほ着物、針、糸、洗面道具類、それから傘、特に學童の教科書と学用品は、一番急いで送りたいと思つております。ちやうど今度私共の一行に加つて下さいました衆議院の婦人議員が、この院内の紙屑になる紙を買つて、それをちり紙に使つて貰おうというので持つていらつしやつたのでございませうが、それを現場に行つて出しましたときに、そこにおりました子供たちが、ああノットが来たといつて、小躍りして手をたいて喜びました。私共が持つて参りました筒玉もついでに買はれて、到る処で泣かないばかりの顔を、子供が喜んでくれましたけれども、それに優つて、そのノットの紙と見誤りまして喜んだ顔を見ましたときに、私共は本當に胸がいびになりませう。この外、一般の衣類や夜具類の必要なことは申すに及びませう。次第に寒くなりますし、一段落付きますと、どうしても世間の関心も薄くなりますから、これらのものには對しては集めて送ることを大變急ぐ必要があると思つております。殊にこの際注意したいことは、これら送られた物資の配給機構を正しいものにしたいということでございます。社会党の赤松さんもこれについて、どうしても配給の委員会でも設ける必要があるのではないかと、そうでなければ正しく配給が行われないのだらうというやうな意見を申されております

したが、私も同感でございます。是非
本當の意味合いで、正しい、平等な、
公平な配給をされるような機構を作ら
れたいと願うのでございます。

次に私の恒久的対策と申しましてより
よりも、もつと女性の願いごとと申
しますがよろしいかも知れませんが、
その二三点について申述べてみます。

この惨憺たる禍を轉じて、どうか
一層大いなる福となしたいというこ
は、これは國民ひとしく願つておりま
すところでございます。今上程されて
おります災害救助法案や、それから
兒童福祉法案なども、この生きた参考
資料が物を言つて、良い法律になり、
良い運営ができれば、これは仕合せな
ことと思つております。又新聞その他
でも言われております問題で、都市
を中心とするその周囲の農村との間に
感情の齟齬がありますので、この度の
水害にも、余り都市の人が同情がない
のだと言われておりますが、若しもそ
れが少しでも事実でございましたら、
この機をいい機会として、國民的愛情
の交流が望まれます。特に東京都民の
今の乏しい生活の中から物資を分け合
うという愛情と協力が、常々お互いの
持ちますまい感情を水につかり流
してしまふことになりますれば、大変
仕合せだと思つております。それから
次には、家庭生活の社会化と家庭教育
の民主化ということでございます。私
共婦人が今まで長い間封建的傳統を持
つ家庭に閉じ籠つて、我が家、我が子
という、いかにに独善的な歩み方をし
て、家庭生活を社会化しようとするこ
の努力が欠けておりました結果が、今
度のようによい堤の上での甚だ無駄の多

い、つまりちり／＼ばら／＼の生活ぶ
りをする結果になつておるのでござい
ます。同じ苦勞をし、同じ配給品を貰
つておりますのに拘わらず、自分自
分の小屋の中で、隣との心の垣根を作
つて、自分のことだけに汲々としてお
ります状態に、どれだけ沢山の損失が
ございましょうか。母親が手分けをし
て共同炊事をいたしますれば、食事の解
決が付き、又共同洗濯によつて能率を
上げられれば、さつぱりした子供た
ちの様子もできることになり、それか
ら共同託児によつて合理的な安心した
子供の生活ができれば、又共同教
育によつて、分散してばら／＼遊んで
おります学童たちを、たゞい教科書は
ございせんでも、寺小屋式の方法で
も或る程度の教育はできると思ひます。
水が引きかけたときに油断をします
と悪い病氣が流行するように、今のま
まで子供たちを放任して置きますと、
今に不良兒や浮浪兒が簇出することは
必定と思ひます。我が子の健康をより
望み、尚より正しい心の成長を願いま
すと同時に、この混乱したところであ
ればこそ一層人の子の上に仕合せを願
ひ、そして子供の良い惡し、ひと
しく社会人としてすべての親が連帯責
任を持つことになりますれば、大変今
の生活が楽になることだらうと思つて
おります。尚共同生活によつて母親が
安心して仕事に就かれることになりま
すれば、今やつております治水工事に
も女が加わることもできまして、生産
面においての収入の途も立てられま
す。工場場を見ますと、働いておりま
す人よりも、それを見ております人の
方が多くて、何か歯痒いような感じが
いたします。

次に子供の教育のことでございます
が、在來は家庭教育の中心は子供の躾
け教育で盡きていたようでございます
す。併し根本を顧み、人としての教
育、又人格を認めての理解ある正し
い、自由自主による子供の教育を、こ
の度これを契機にして是非打立てたい
ものだと思つております。このことが
今回の災害にもちやんと出ておりまし
て、常々自分の本や自分のものに対す
る責任を持たせ、着物や履き物の整理
整頓、子供の年によつて自分自身の
きる家事の手傳いをふだんの義務とし
て果すことをしなかつたために、小
さい子供は勿論、大きい子供までがみ
な母の手足まといとなりまして、教科
書一冊も持出せなかつたばかりか、通
げ場を失つておつたというような始末
にもなつております。

○副議長(松本治一郎君) 時間です。
○宮城タマヨ君(続) 今少しございま
すが、残念ながらあと一二つの考えは
時間の都合で止めてさせていただきます。
(拍手)

〔木橋三四郎君発言者指名の許可
を求む〕
○副議長(松本治一郎君) 木橋三四郎
君。
○木橋三四郎君 民主党では高橋啓君
を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 高橋啓君の
発言を許します。

〔高橋啓君登壇、拍手〕
○高橋啓君 私は前二回の東北の水害
の際に本院を代表いたしましたして、宮城
と岩手縣を調査いたしましたのでありま
す。今回は災害地の眞只中で、被害者

の一人として現状を見たのでありま
す。東北の被害地は復旧がまだ緒に就
いたばかりでありまして、それに前の
数十倍も大きな水害がやつて來たので
あるから、一溜りもなかつたのであり
ます。昨日本院において内務大臣から
報告がありました通り、今度は岩手縣
の南部、宮城縣の北部が非常に激甚で
あつたのでありまして、これは全く目
も当てられないのであります。特に石
越村という所は、七年間のうちに五回
も一町歩の水田が殆んど收穫皆無の
ような被害を受けておつたのでありま
して、父祖傳來の村を捨てて他に移動
するといふような人が沢山出て參つた
のであります。宮城縣は昨年二十一年
度におきまして、一百五十万石を供出して
おつた穀倉でありましたが、一瞬にして
需要驟に變つてしまつたのでありま
す。従つて人の死傷も非常に多いので
あります。私は夜、濁流の中に屋根
に乗つたまま流されて來る四五人の人
を見たのであります。屋根の葉を引
抜いて炬火として、「助けてくれ、助けて
くれ」と言つておりましたが、これを見た警
官初め我々は残念に思つたが、地團歌
を踏んでこれを見送るの外仕方がなか
つたのであります。遂に橋に衝突し
て、屋根は寸断されて、「助けて」の声
と共に濁流に吞まれてしまつたのであ
ります。このような悲惨、かくのごと
き莫大な損害、これを再び繰返すこ
とがないように万全の対策を講じたい
と思ふのであります。由來東北は政治
的に惠まれておりません。國家に対し
て黙々としてその責務を果して參つた
のであります。先程岩手縣議員、板野
議員が言われたように、今度も報告が

手遅れになつておるので、恐らく困つ
ておるのではないと思つておるので
あります。政府の速かな救援の手を
伸べられんことを熱望するものであり
ます。(拍手)

先ず私は対策機關が必要であると思
ひます。現在政府には二つの
対策委員会があつて、衆議院には特別
委員が設けられていますが、参議院に
はまだないのであります。各部門に関
連する問題に対しては特別委員会を設
け、資料の蒐集、計画の樹立が、統一
且つ急速正確に処理されなければなら
ないものであるから、政府と衆議院、参
議院三位一体の合同対策機關が必要で
あると思ひます。

應急対策については政府がやつてお
るのであります。これが速かに末端
まで公平に行き渡るようにして貰いた
いのであります。その中、先ず資金
については、一刻も早く現金化さ
れなければならぬのであります。ま
して、政府はその保証關係を明確にし
て、銀行或いは民間の資金をも活用す
る方策を講ずべきであると思ひます。
資材の点では、制限又は統制規
定の適用を受けるものであれば、先ず
適用から除外して、やり好いようにす
ることが必要であります。復旧作業、又
は建築等におきましても、役所式の複雑
な手続を取るのではなく、必要があれ
ば事後において形式を合せるくらい
の彈力ある方式を取つて貰いたいと思
ひます。(拍手)とにかく速かな
る復旧ができるように、あらゆる方法を
講じなければなりません。

今次の災害の原因は、先程申され

た通り幾多の原因を数えることができませんが、根本的な原因は、何といつても山林の荒廃から来るのであります。治水、砂防、河川改修の規模、計算の基礎は、森林の状況と関連を持つたものでなければいけませんのであります。現施設は当時の計算によるものであつて問題にならないのであつたのであります。戦争中の伐採地をそのままにしたために、木の切り株が腐敗して、水管のごとくになつて、水が地中に流れ込み、表土を浮かして押し流すことになりまして、今度の水害において到處表土が流れ去り、殊に甚だしきは立木のままだし流された所もあるものであります。ために山相は二変して、支那、朝鮮に見るような最悪の状況の一步前まで来たといふことも言えるのであります。これに木を植へれば腐つた木の根に新しい系根が網の目のように喰ひ込んで、そして表土の流れ出るのを抑えるのであります。今日においてこれを何とかしなければ、植林作業はますます困難となつて、費用も何十倍か掛かることになりまして、逆に成長率は減じて、遂に木の生えない岩山となつて、その時はもう処置なしといふことになるのであります。木を植へればその効用は時間とともに幾何級数的に増加して参るのであります。森林の効用は言うまでもなく、治水に、水源涵養に、氣候の調節に、晴雨の釣合等を保つ等の外、人の心を和らぐのであります。ここにおきまして山林の緑化を圖らなければなりません。併しながら現在日本に利用可能な森林蓄積は四十億石であります。木材、薪炭の需要量を照し合せて見ますときに、実

に懸念に堪えないものがあるものであります。これはどうしてか山林一貫綜合計画の下に綿密な運営をする必要がありまして、政府は外の目的のために、例へば開拓により無計画に木を伐つたり、幼稚木を伐採したり、殊に農業協同組合法案第九條第三項に薪炭生産を農産物と認めるというのをごさいます。薪炭生産の八割は副業になつておるのであります。薪炭蓄積量は二十億石と称されておられます。その八割の即ち十六億石の木材を林野綜合計画の外に置くといふことは、國土緑化計画の一大障害となるのであります。これは政府の再考を希望するものであります。

以上の理由から根本対策について述べたいと思ひますが、時間がありませんで、要領に止めて置きたいと思ひます。その理由は資料は準備いたしておりますが、國土保安法の制定であります。日本のような傾斜度の強い地形では、山林面積を七〇％ぐらいを保存しなければ耕地その他の水利を維持することができません。ここにおいて綜合國土計画の一環としてこれが限度を定めなければならぬ、そして植伐の均衡を確保し、緑化を実現するために強い施策が必要であります。國營治山治水の実施、森林治水事業を根幹として森林地域にダムを設けて発電用水等の便に資すると共に、一貫した砂防工事、河川改修を國營で行い、營林監督の徹底した施策案を編成いたしました。間伐と除伐を大規模に計画し、植林を伴わない伐採を禁止いたしました。造林未済地に命令又は官行造林を行い、禿山を皆無にする方策を取るこ

とであります。第四は、山林種苗の確保であります。今年度の植林計画に苗木は四十三万町歩に對し十億から必要であるのに、半分の五億しか用意されておられません。これでは計画は実現できないのであります。採種育苗は國營として無償で交付することを建前とし、山林種苗法を強化いたしまして、これが絶対確保が必要であると思ひます。五は、國土緑化の國民率仕であります。山林の恩恵は人類に對し廣大であります。これに感謝し、愛林思想を昂揚するため國民全体が参加する緑化運動として、春秋二回愛林デーを設け、一週間の奉仕作業を行うのであります。

まだあるのであります。時間があります。最後に申し上げますが、今日も私たちが東北の盛岡附近で水害に遭遇しました。一關のあの慘憺たる状況を拜見しましたが、今回も亦同一の所でこの水害に出つておりました。実に附近へ参りますというところ、一關は市街に二十尺も水が入つて、そうして屋根の上に漸く上つておるといふことを聞いた。とても私たちはこれを本當にするとはできなかったものであります。當時吉田自由黨總裁も盛岡で列車の中に泊つていた。全く私たちはそれを本當にすることができなかった。いであつたが、その翌日盛岡附近の水害の状況を調査いたしました。誠にびっくりいたしました。如実にびっくりいたしました。全く今度の水害の眞只中を縫ひまして眞日本を通過して、辛うじて東京に歸つて来たやうなわけでありまして、その途中の慘状も目のあたり見して参りました。實際今度の水害は明治四十三年以來と言ひます

が、四十三年の事情は國民で知らん人も沢山あります。が、記録的な災厄だと我々は考へております。さてその原因等につきまして同僚各位より述べられておられますので、私は悉く諸君のお説が肯けるのであります。直接には雨量の多いことその他であります。けれども、本質的にはやはり今度のこの水害をこのやうな慘禍に導いたものは、やはり戦争と緊つておるといふことを考へざるを得ないのであります。戦争によつて、火力によつて、日本がこのやうな惨状になり、残された耕地、発電所、いわゆる電氣、そういうものがかすかに我々が頼りにしておつたのが、今度一挙にしてなくなりました。誠に天の業に對して勿論我々がこの試練を受けることが當然であるといひました。私達は感慨無量のものがある。この機会において、このやうな慘禍をなくするために、恐らく全國國民は、全智全能を揮ふであります。同時に我々は又その全智全能を揮つた結果、行動の上において國會並びに政府はこれを指導しなければならぬ責任があると思ひます。今日までのやうな行政役人が、その場限りのこと、形式的なこと、例へば各縣に行かれておる状態を見まして、役人は点数を稼ぐのに汲々としたし、根本的國家のためといふことを考へておらなかつた。都會の周囲を立派にいたして、成る程そこは立派でありますけれども、そのところを立派にするためにこそ却つて下流の農村地帯は危険に暴かれておるといふやうな状態、又は新伐、林業の新伐には個人的利益、金が儲かるから活潑に行なつた

とであります。第四は、山林種苗の確保であります。今年度の植林計画に苗木は四十三万町歩に對し十億から必要であるのに、半分の五億しか用意されておられません。これでは計画は実現できないのであります。採種育苗は國營として無償で交付することを建前とし、山林種苗法を強化いたしまして、これが絶対確保が必要であると思ひます。五は、國土緑化の國民率仕であります。山林の恩恵は人類に對し廣大であります。これに感謝し、愛林思想を昂揚するため國民全体が参加する緑化運動として、春秋二回愛林デーを設け、一週間の奉仕作業を行うのであります。

が、四十三年の事情は國民で知らん人も沢山あります。が、記録的な災厄だと我々は考へております。さてその原因等につきまして同僚各位より述べられておられますので、私は悉く諸君のお説が肯けるのであります。直接には雨量の多いことその他であります。けれども、本質的にはやはり今度のこの水害をこのやうな慘禍に導いたものは、やはり戦争と緊つておるといふことを考へざるを得ないのであります。戦争によつて、火力によつて、日本がこのやうな惨状になり、残された耕地、発電所、いわゆる電氣、そういうものがかすかに我々が頼りにしておつたのが、今度一挙にしてなくなりました。誠に天の業に對して勿論我々がこの試練を受けることが當然であるといひました。私達は感慨無量のものがある。この機会において、このやうな慘禍をなくするために、恐らく全國國民は、全智全能を揮ふであります。同時に我々は又その全智全能を揮つた結果、行動の上において國會並びに政府はこれを指導しなければならぬ責任があると思ひます。今日までのやうな行政役人が、その場限りのこと、形式的なこと、例へば各縣に行かれておる状態を見まして、役人は点数を稼ぐのに汲々としたし、根本的國家のためといふことを考へておらなかつた。都會の周囲を立派にいたして、成る程そこは立派でありますけれども、そのところを立派にするためにこそ却つて下流の農村地帯は危険に暴かれておるといふやうな状態、又は新伐、林業の新伐には個人的利益、金が儲かるから活潑に行なつた

○木下源吾君登壇、拍手)

○木下源吾君 私は先般同僚岡村議員と共にこの院議で決定しまして北海道

○木下源吾君 私は先般同僚岡村議員と共にこの院議で決定しまして北海道

違はどこにそういう矛盾があるか。これは申すまでもなく長年川床に土砂が

流れませんから洪水量は少くて足る。又水の中に土砂を含んでゐない結果、水の早さは増して、水の力も強くなり、まずから、河底はどん／＼掘れて、現在埋つた河が水の力で自然に掘れる結果になります。さういふ治水の純理論から言ふならば、先づ砂防をやつて、それから河川に及ぼすべきであります。併しこれも各地方の急を要する状態からして、必ずしも全部これに拠るべきだとは言へません。一体それは政府は今までいかなる方針によつて治水事業をされておりましたか。これは先程他の議員から言われた通りに、明治初年まではその砂防工事を許した。例へば明治十四年の淀川の治水費は六万円でありますが、その中の四万円は砂防費であります。(簡單々々と呼び、その他幾する者多し)最近に於ては全然それが變つて來ておる。これには一般國民の理解しない点もあります。又内務當局においても、今までの治水政策に以上は根本的に考えを変えて頂く以上はできません。このことをよく御了承なされまして、今日では経済安定本部におきまして十分この点を考える中に入りに、今後再びかような水害のないよう、この点をよくお考えなされなければなりません。一度水害に遭つたならば、産業も崩壊し、食糧は減收し、交通は杜絶し、水が治まらなくては、これでは國家の再建などとは思ひも寄らんことでもあります。その点を考えまして、(簡單簡單と呼ぶ者あり)政府はこれほどに、何でも治水事業の貫徹を図つて頂き、尙この決議に対して政府の成案を便々、と待つことはできませんから、来る常会の劈頭にこの構想をお示し願うように特別にお願いをいたします。これを以て説明を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 採決に入るに先立まして、参事をしてこの決議案を朗読いたします。

〔吉木参事朗読〕

水害に対する迅速な應急策と治水事業の完遂に関する決議案
(赤木正雄君發議)

政府は、水害罹災民の窮狀に對し、急速周到な救済の途を計ると共

を採る外、更に政府におきましては、救援緊急対策の委員会を設置いたしました。厚生大臣も現場に出張されました。この救援対策を指揮されたような次第であります。更に又復旧対策、土木の緊急を要する復旧事業に着手しなければならぬ。こういう問題も緊急に取り上げまして、復興緊急対策を内閣において講じまして、直ちに資材の蒐集でありますとか、人員の集め方でありますとか、必要な処置を採ります。て、それ〴〵処置を採つたような次第であります。今日後になつて考えて見まするならば、その原因は誠にいろいろの点にあつたと考えます。只今の御演説で指摘せられましたような事柄が、多くその原因であつたと感ずるに思ふのであります。深くこの点において遺憾であります。誠に唐突の弊であり、十分なる應急処置を採り得ずして、被害が東京都まで及んで参りましたことを残念に思ふのであります。この貴い難縁を活かしまして、今後の対策には万遺憾なきを期したいと考へております。特に諸君によつて御発表になりました意見は十分に尊重いたしました。更に土木學の見地から、或いは河川學の見地から各方面の検討を十分にいたしまして、次に恒久対策を立てたいと考へておるのであります。特に諸君によつて意思表示されました最後の「右に示した各般の水害対策につき政府の採つた措置に関して、次の常会の始めに、政府はこれを本院に報告すること」を要する。と。こういう御意思に對しましては、十分できるだけの措置を採りまして、具体案を立てたいと考へておるのであります。ここに「政府の採つた」と言ひ表わされておりますが、過去において採つたという意味ではなからうと思ひまして、將來これから採らうといたします復旧対策、水禍を最小限度に止め、できるときならば根絶いたしまして、そうしてかような被害のないようにいたしたい、こういう問題につきまして懸命の努力を拂つて対策を立てたいと考へております。來る常会に、恐らく通常議会上、おきまして成案を得ますならば、分

つた部分からだけでもとしく、と皆悔判、御報告を伺いたしまして、十分なる御決り、御意見を伺いたしましては誠にありき。政府といたしましては誠に今回の水害をよき教訓といたしまして、万全の策を講ずるに遺憾なきを期したいと考へておる次第でありまして、只今の決議案に対する政府の意思をまゝ明いたし、今後における諸君の御協を仰ぐ次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 日程第三、災害救助法案を議題にいたします。厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本竜藏君報告書

災害救助法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の姓名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年九月二十九日
厚生委員長 塚本 竜藏
参議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名
小林 勝馬 中山 壽彦
安達 良助 山下 義信
宮城タマヨ 谷口 綱三郎
木内 政喜 草葉 隆圓
今泉 秋喜 草野 隆圓
姫井 伊介 千杉 伊子
井上 正 中平 常太郎
中平 常太郎 穂積 貞六郎

要領書
一、委員会の決定の理由
非常災害救助の徹底を期するため、現行の罹災救助基金法を廃して、この法律を制定することは、適當の措置と認めた。
二、事件の利害得失
非常災害のため、緊急必要なる措置を組織的に講じ得る利益がある。
三、費用
この法案を施行するため、中央、地方、災害救助対策協議会及び事務局の設置として、十五万七千円を要する予定であるが、その他は、予算が困難なため、所要の都度、予備

金等から支出する予定である。

四、その他
なお、次の附帯決議を議決した。
一、政府は、日本赤十字社の組織を民主的に刷新し、その内容の充実徹底をはかり、他の団体との充分な協調を保ち、独善的弊害に陥らざるよう適切な措置を講ずること。

災害救助法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十二年九月二十七日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

災害救助法案
第一章 總則
第一條 この法律は、非常災害に際して、國が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び國民の協力の下に、應急的に、必要な救助を行い、災害にかつた者の保護と社會の秩序の保全を図ることを目的とする。

第二條 この法律による救助は、一又は二以上の都道府縣の全部又は一部にわたる非常災害にかつた者、現に應急的な救助を必要とする者に對して、これを行う。

第三條 救助その他緊急措置の適切な円滑な実施を図るため、中央災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会を置く。

都道府縣災害救助対策協議会は、都道府縣知事及び日本赤十字社社長は、内閣府知事及び日本赤十字社社長は、必要があるとき、二以上の都道府縣の地域にわたつて地方災害救助対策協議会を置くことができる。

災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会は、内閣府知事の管理に属する。

第四條 中央災害救助対策協議会は、左に掲げる事項を掌る。
一 非常災害及び救助に関する情報を集めること。
二 救助その他緊急措置に要する労働、施設、設備、物資及び資金の整備、備蓄等に関する計画を樹立すること。

三 非常災害に際して救助その他緊急措置に要する労働、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する緊急計画を樹立すること。
四 前二号に規定するものの外、救助その他緊急措置に関する計画を樹立すること。

五 第二号から前号までの計画の実施を推進すること。

第五條 中央災害救助対策協議会は、会長及び副会長各一人並びに委員若干人、これを組織する。
第六條 中央災害救助対策協議会の会長は、内閣府知事、副会長は、厚生大臣を以て、これに充てる。

第七條 中央災害救助対策協議会の委員は、内閣府知事の指定する関係各大臣その他の関係各府の官吏及び日本赤十字社社長並びに學識経験のある者の中から、内閣府知事が命じた者を以て、これに充てる。

第八條 中央災害救助対策協議会を組織する関係各大臣その他の関係各府の官吏及び日本赤十字社社長は、中央災害救助対策協議会において樹立した計画を実施するため、必要な措置をとらなければならない。但し、内閣法の規定の適用を妨げない。

第九條 中央災害救助対策協議会は、地方災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会に對して、必要な指示をなすことができる。

第十條 中央災害救助対策協議会の事務を掌らるるため、事務局を置く。

第十一條 第三條から前條までに規定するものの外、中央災害救助対策協議会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 第八條に規定する関係各大臣その他の関係各府の長は、同條の措置をとるため、特に必要があると認めるときは、救助の他緊急措置に必要な物資の生産、集荷、販賣、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助その他緊急措置に必要な物資を收用することができる。

第十三條 前條第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を收用するため、必要があるときは、第八條に規定する関係各大臣その他の関係各府の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

第十四條 第八條に規定する関係各大臣その他の関係各府の長は、前條第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

第十五條 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十六條 地方災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会は、左に掲げる事項を掌る。

一 非常災害及び救助に関する情報を集め、且つ、これを関係機関に通報すること。
二 救助その他緊急措置に要する労働、施設、設備、物資及び資金の整備、備蓄等に関する計画を樹立すること。

三 非常災害に際して救助その他緊急措置に要する労働、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する緊急計画を樹立すること。
四 前二号に規定するものの外、救助その他緊急措置に関する計画を樹立すること。

五 第二号から前号までの計画の実施を推進すること。

第十五條 地方災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会は、夫、会長一人及び委員若干人、これを組織する。

第十六條 地方災害救助対策協議会の会長は、内閣府知事の指名する都道府縣知事、都道府縣災害救助対策協議会の会長は、当該都道府縣知事を以て、これに充てる。

第十七條 地方災害救助対策協議会の委員は、内閣府知事の指定する関係各府の長及び区域内の日本赤十字社支部の長並びに學識経験のある者の中から会長たる都道府縣知事が命じた者を以て、これに充てる。

第十八條 地方災害救助対策協議会又は都道府縣災害救助対策協議会を組織する行政機関の長及び日本赤十字社支部の長は、地方災害救助対策協議会又は都道府縣災害救助対策協議会において樹立した計画を実施するため、必要な措置をとらなければならない。

第十九條 地方災害救助対策協議会、都道府縣災害救助対策協議会に對して必要な指示をなすことができる。

第二十條 地方災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会は、前條までに規定するものの外、地方災害救助対策協議会及び都道府縣災害救助対策協議会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十一條 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

政府は日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に關し地方公共団体以外の団体又は個人がなす協力（第二十五條の規定による協力を除く）の連絡調整を行わせる。

第二章 救助
第二十二條 救助は、救助を要する者の現在地の都道府縣知事にこれを依頼する。

都道府縣知事は、救助その他緊急措置の万全を期するため、常に必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労働、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三條 救助の種類は、左の通りとする。

一 收容施設の供與
二 炊出しその他による食品の給與
三 被服、寝具その他生活必需品の給與又は貸與
四 医療及び助産
五 生業に必要な資金、器具又は資料の給與又は貸與
六 學用品の給與
七 埋葬
八 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの

救助は、都道府縣知事が必要があるとき、前條において、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬について埋葬を行ふ者）に對し、金銭を支給してこれをなすことができる。

次に、本法案におきまして日本赤十字社に廣い権限を與えているが、或いはは救助に關する團體、個人の協力活動の速調調整を行へば、或いは救助の実施を委託する等の建前となっているが、先に申上げましたような、國庫補助を行ふ建前となつておりますから、都道府縣の純負担額から見ますならば、この程度金額が最も適當であるかと想ふとの答弁があつたのであります。

一休今日の日本赤十字社がその任務を果す能力があるのかとの質問に對しまして、政府は、日本赤十字社は今日主として災害救助活動を目的とする團體に組織を変更してゐるのである、全國的に相當な組織を持つてゐるのであります。更に又万国赤十字社、米國赤十字社等の範に倣ひまして、極力これを活用することが適當と思われるから、今後十分にその内容の充実に努めて、それに應じて、その實力に應じて、順次

活動の分野を廣めて行くようにしたいと思つておるのであるという答弁がありました。思いまするのに、日本が平和國家といたしまして、軍備を撤廃するところになつたのであります。このような災害の場合に、從來軍が保有しておりましたところの物資を放出し、或いは軍の力を以て必要な仕事に従事して來たことは、皆様御承知のことではあります。今後においてはそうい

は占領下でありまして、今度の水害に當りては、おきまして占領軍が非常に活動に關係を留められまして、この水害の擴大を防がねばならぬ、皆精御承知のところでありまして、この占領軍もいつかは撤退する時期が来るのであります。そのようであるという組織として準備と用意をして行へんということが必要であるということな

痛感せられた次第であります。以上の
ような審議の後に討論に入つたのであ
ります。が、中平常太郎君、草葉隆岡
君、姫井伊介君から、今次水害權災者
に対する熱烈な義捐募集運動が展開
されておることは好ましいことである

四四七

[illegible]

本日議員から左の修正案を提出した。
災害救助法案に対する修正案
右の修正案を成規によつて提出する。

贊成者

○副議長(松本治一郎君) この際修正案の發議者に対し趣旨説明を許します。堀眞琴君登壇、拍手。

○堀眞琴君 只今厚生委員長から委員会の審議経過並びに結果について御報告がなされましたが、私は只今御案につき修正の動議を提出したのであります。

一體法律を審議決定するのは、最高機關であるところの國會として又立法機關であるところの國會であり、従つて國會は、その法律の内容について、その法律の趣意、その法律の施行の原則として、この國會においてから決定すべきものであらうと考えられております。勿論法律の施行期日を制定する場合とあるものでは、特殊の場合があり、これを政令で以て施行期日を制定するものもあるだらうとは思いますが、

參議院長松平恒雄、佐々木義雄、左藤下盛辰、櫻木盛郎、岩内木哲郎、稻田田正修、伊藤田宗一、岡森野矢、河野正夫、森田治一、小野庄治、佐野弘雄、楠見善男、尾崎行雄、岡崎愛雄、

災害救助法案中左の通り修正する。附則中「これを定める日」を「この法律施行する日」に改める。昭和二十二年十月二十日からこれを施行する。

[illegible][illegible][illegible]

四四八

定價一部一四十四錢

發行所

東京都新宿区市谷本町
印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇